熊本市公報

第１４７０号

発行所　熊本市中央区手取本町１番１号
　　熊本市総務局行政管理部総務課
発行日　毎　月　末　日

目　　次

条　　例

○熊本市税条例の一部を改正する条例（第25号）…… 924

規　　則

○熊本市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則（第15号）…… 926
○熊本市個人情報の保護に関する法律等の施行に関する規則（第16号）…… 930
○熊本市会計年度任用業務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（第17号）…… 932
○熊本市国際交流会館条例施行規則の一部を改正する規則（第18号）…… 934
○熊本市子ども医療費助成規則等の一部を改正する規則（第19号）…… 936
○熊本市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則（第20号）…… 940
○熊本市消防団の組織に関する規則の一部を改正する規則（第21号）…… 941
○熊本市消防団員の退職報償金に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第22号）…… 942
○熊本市中小企業振興助成条例施行規則の一部を改正する規則（第23号）…… 943
○市民が提出する文書への押印の廃止に伴う関係規則の整備に関する規則（第24号）…… 946
○個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則（第25号）…… 956
○熊本市情報公開・個人情報保護審議会条例施行規則の一部を改正する規則（第26号）…… 958
○熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第１９条の規定に基づく市長が給与を定める職員等に関する規則の一部を改正する規則（第27号）…… 959
○熊本市特定教育・保育等の利用者負担額を定める規則の一部を改正する規則（第28号）…… 960
○江津湖地域における特定外来生物等による生態系等に係る被害の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則（第29号）…… 961
○熊本市放置自動車防止条例等に基づく事務に関する権限委任規則（第30号）…… 962
○熊本市放置自動車防止条例施行規則の一部を改正する規則（第31号）…… 964
○熊本市事務分掌規則の一部を改正する規則（第32号）…… 966
○熊本市母子生活支援施設及び助産施設の入所等に関する規則の一部を改正する規則（第33号）…… 990
○熊本市保健所条例施行規則の一部を改正する規則（第34号）…… 991
○熊本市墓地等の設置等に関する条例等施行規則の一部を改正する規則（第35号）…… 992
○熊本市会計規則の一部を改正する規則（第36号）…… 994
○熊本市児童福祉法に基づく療育の給付に関する規則の一部を改正する規則（第37号）…… 996
○熊本市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則（第38号）…… 998
○熊本市植木健康福祉センター条例施行規則及び熊本市健康センター条例施行規則の一部を改正する規則（第39号）…… 1001
○熊本市行政不服審査法に係る事務分掌に関する規則の一部を改正する規則（第40号）…… 1003
○熊本市区役所等事務分掌規則の一部を改正する規則（第41号）…… 1005
○熊本市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行細則（第42号）…… 1008

○熊本市消防職員の立入検査証に関する規則の一部を改正する規則（第43号）…… 1014
○熊本市介護保険法等の施行に関する規則の一部を改正する規則（第44号）…… 1016

訓　　令

○熊本市職員記章に関する訓令及び熊本市職員証に関する訓令の一部を改正する訓令（第２号）…… 1018
○熊本市公印に関する訓令の一部を改正する訓令（第３号）…… 1020
○熊本市職員任免手続に関する訓令（第４号）…… 1022
○熊本市契約書の書式等を定める訓令の一部を改正する訓令（第５号）…… 1024
○熊本市政策会議に関する訓令の一部を改正する訓令（第６号）…… 1028
○熊本市庁議に関する訓令の一部を改正する訓令（第７号）…… 1029
○熊本市事務決裁に関する訓令の一部を改正する訓令（第８号）…… 1030
○熊本市区役所等事務決裁に関する訓令の一部を改正する訓令（第９号）…… 1038
○熊本市消防局事務決裁に関する訓令の一部を改正する訓令（第10号）…… 1040

規　　程

○熊本市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（議会規程第１号）…… 1043

公　　告

○都市計画事業の認可に伴う施行及び関係図書の縦覧に係る公告（公告第268号）…… 1052
○建築基準法第８６条の２第１項に基づく認定に係る公告（公告第292号）…… 1054
○建築基準法第８６条の２第１項に基づく認定に係る公告（公告第293号）…… 1055

条　　例

条　例　第　２５　号

令和　５　年　３　月３１日

熊本市税条例の一部を改正する条例を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市税条例の一部を改正する条例

熊本市税条例（昭和２５年告示第８９号）の一部を次のように改正する。

附則第１６条第１項中「第８項」を「第４項」に改め、同条第２項中「令和２年４月１日から令和３年３月３１日」を「令和４年４月１日から令和８年３月３１日」に、「令和３年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第３項から第６項までを削り、同条第７項中「附則第３０条第７項」を「附則第３０条第３項」に、「のガソリン軽自動車」を「の法第４４６条第１項第３号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和４年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和５年３月３１日」を「令和８年３月３１日」に、「令和５年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第３項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第２号ア(ｲ)中「３，９００円」とあるのは「２，０００円」と、同号ア(ｳ)ａ中「６，９００円」とあるのは「３，５００円」」に改め、同項を同条第３項とし、同条第８項中「附則第３０条第８項」を「附則第３０条第４項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和３年４月１日から令和４年３月３１日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和４年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和５年３月３１日」を「令和７年３月３１日」に、「令和５年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、

「第４項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第２号ア(ｲ)中「３，９００円」とあるのは「３，０００円」と、同号ア(ｳ)ａ中「６，９００円」とあるのは「５，２００円」」に改め、同項を同条第４項とする。

附則第１６条の２第１項中「第８項」を「第４項」に改める。

附　則

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

２　この条例による改正後の附則第１６条の規定は、令和５年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和４年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

規　　則

規　則　第　１５　号

令和　５　年　３　月１６日

熊本市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市情報公開条例施行規則（平成１０年規則第４８号）の一部を次のように改正する。

第３条中「第１０条」を「第１０条第１項」に改め、「とし、同条に規定する請求書は、文書等開示請求書（様式第１号）」を削る。

第４条を削る。

第３条の２中「文書等開示請求却下通知書（様式第１号の２）により」を削り、同条に次の１項を加え、同条を第４条とする。

２　実施機関は、前項の規定により却下の決定をしたときは、開示請求者に対し、その旨及びその理由を書面で通知するものとする。

第５条及び第５条の２を削る。

第６条第２号及び第３号中「一部請求拒否」を「部分開示」に改め、同条を第５条とする。

第７条を第６条とし、第８条を第７条とする。

第９条第１項中「のとおり」を「に掲げる額の合計額」に改め、同条を第８条とする。

第１０条中「情報公開・個人情報保護審議会諮問通知書（様式第８号）」を「書面を交付すること」に改め、同条を第９条とし、同条の次に次の１条を加える。

（書類の様式等）

第１０条　この規則に定めるもののほか、この規則の規定により使用する書類に記載

すべき事項及びその様式は、市長が別に定めるところによる。条例第１０条第１項に規定する請求書の様式並びに条例第１１条第１項若しくは第２項、第１２条第３項（条例第１３条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）又は第１４条第１項に規定する書面に記載すべき事項及びその様式についても、同様とする。

２　前項の様式のうち市民等が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

別表第１及び別表第２を次のように改める。

別表第１（第７条関係）

文書等の種類		閲覧の方法	写しの交付の方法
文書、図画又は写真		当該文書、図画又は写真の閲覧	次のいずれかの方法 (1)　当該文書、図画又は写真を複写機で複写した用紙の交付 (2)　当該文書、図画又は写真をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を複写した光ディスク（１枚７００メガバイトのＣＤ－Ｒに限る。以下同じ。）の交付
フィルム	写真フィルム	当該写真フィルムを印画紙に印画したもの（以下「現像写真」という。）の閲覧	次のいずれかの方法 (1)　現像写真の交付 (2)　現像写真をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録を複写した光ディスクの交付
	映画フィルム	当該映画フィルムを専用機器により映写したものを視聴することによる閲覧	当該映画フィルムをビデオカセットテープ等に複写したものの交付

	マイクロフィルム	当該マイクロフィルムを用紙に印刷したものの閲覧	当該マイクロフィルムを用紙に印刷したものの交付
電磁的記録	録音テープ、ビデオテープ又はビデオディスク	当該録音テープ、ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものを視聴することによる閲覧	当該録音テープ、ビデオテープ又はビデオディスクに係る電磁的記録をこれらの媒体に複写したものの交付
	その他の電磁的記録（以下「電子データ」という。）	当該電子データを用紙に出力したものの閲覧（当該電子データが音声データ、動画データその他用紙への出力に適さないものである場合にあっては、専用機器で再生したものを視聴することによる閲覧）	次のいずれかの方法 (1)　当該電子データを出力した用紙の交付 (2)　当該電子データを複写した光ディスクの交付

備考

１　閲覧は、条例第１６条第１項の規定により実施機関が指定した日時及び場所において行わなければならない。

２　電磁的記録を複写した光ディスクを交付する場合において当該光ディスクに複写する電磁的記録のファイル形式は、ＰＤＦ形式とする。ただし、複写する電磁的記録が音声データ、動画データその他データの性質上ＰＤＦ形式によることができないものである場合は、この限りでない。

３　次の各号のいずれにも該当する場合は、電磁的記録を複写した光ディスクの交付に代えて、当該電磁的記録（ファイル形式がＰＤＦ形式のものに限る。）を電子メールにより送信する方法を用いた写しの交付をすることができる。

(1)　当該電磁的記録を用紙に出力するとすれば、印刷面が５０以下となること。この場合において、日本産業規格Ａ列３番を超えることとなる用紙があるときは、日本産業規格Ａ列３番の用紙を用いた場合に必要となる印刷面数に換算するものとする。

(2)　文書等の写しの交付を受けようとするものから電子メールにより送信する方法を用いた写しの交付を希望する旨の申出があること。

別表第２（第８条関係）

交付等の区分	金額
用紙の交付を受ける場合	(1)　白黒印刷　１面につき１０円 (2)　カラー印刷　１面につき２０円
光ディスクの交付を受ける場合	１枚につき４０円
その他の作成物の交付を受ける場合	印画、複写等に要した委託料その他作成に要した費用の額
郵送により交付を受ける場合	当該郵送料に相当する額

備考　日本産業規格Ａ列３番を超える用紙の交付については、日本産業規格Ａ列３番による用紙を用いたものとした場合に必要となる印刷面数に換算して金額を算定するものとする。

様式第１号から様式第８号までを削る。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正後の別表第１の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に文書等の閲覧をし、又は写しの交付を受けるものについて適用する。

３　この規則による改正後の別表第２の規定は、施行日以後に文書等の写しの交付を受けることとなるものから適用する。ただし、施行日前に開示の決定を受けたものが施行日以後に郵送により文書等の写しの交付を受ける場合に負担すべき費用の額については、なお従前の例による。

４　施行日前において、この規則による改正前の熊本市情報公開条例施行規則の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

規　則　第　１６　号

令和　５　年　３　月１６日

熊本市個人情報の保護に関する法律等の施行に関する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市個人情報の保護に関する法律等の施行に関する規則

（趣旨）

第１条　この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「法」という。）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成１５年政令第５０７号。以下「政令」という。）及び熊本市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和４年条例第６０号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（電磁的記録の開示方法）

第２条　法第８７条第１項の規定による電磁的記録の開示の実施の方法は、熊本市情報公開条例施行規則（平成１０年規則第４８号）第７条に規定する開示の方法の例による。ただし、電子メールにより送信する方法を用いた写しの交付は、行わない。

（写しの交付の方法による開示に係る費用）

第３条　条例第３条第２項に規定する開示に要する費用の額は、熊本市情報公開条例施行規則第８条第１項に規定する費用の額の例による。

２　前項の費用は、写しの交付を受ける時までに納付しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

（写しの送付に要する費用の納付の方法）

第４条　政令第２８条第４項の規則で定める方法は、郵便切手で納付する方法その他市長が適当と認める方法とする。

（書類の様式等）

第５条　法、政令及び条例の規定により使用する書類に記載すべき事項及びその様式は、市長が別に定めるところによる。

２　前項の様式のうち市民等が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

（雑則）

第６条　この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

規　則　第　１７　号

令和　５　年　３　月１６日

熊本市会計年度任用業務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市会計年度任用業務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

熊本市会計年度任用業務職員の給与に関する規則（令和２年規則第２９号）の一部を次のように改正する。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第２条関係）

会計年度任用業務職員給料表

号給	給料月額
	円
1	138,900
2	139,700
3	140,500
4	141,300
5	142,100
6	143,000
7	143,900
8	144,700
9	145,500
10	146,400
11	147,300
12	148,200

13	149,100
14	150,100
15	151,100
16	152,100
17	153,100
18	154,300
19	155,500
20	156,700
21	157,900
22	159,100
23	160,300
24	161,500
25	162,700
26	164,200
27	165,700
28	167,200
29	168,600

附　則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

規　則　第　１８　号

令和　５　年　３　月１６日

熊本市国際交流会館条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市国際交流会館条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市国際交流会館条例施行規則（平成６年規則第４５号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「（様式第１号）」を削り、同条第３項中「（様式第２号）」を削り、同条第４項中「様式第３号」を「別記様式」に改める。

第３条第１項中「（様式第４号）」を削り、同条第３項中「（様式第５号）」を削る。

第４条第１項中「（様式第６号）」を削る。

第５条中「（様式第７号）」を削る。

第８条中「（様式第８号）」を削る。

第９条第１項中「（様式第９号）」を削る。

第１４条第１項中「（様式第１０号）」を削り、同条第２項中「（様式第１１号）」を削る。

第１５条中「（様式第１２号）」を削る。

第１６条中「の各号」を削る。

第２５条を第２６条とし、第２４条の次に次の１条を加える。

（書類の様式）

第２５条　この規則に定めるもののほか、この規則の規定により使用する書類に記載すべき事項及びその様式は、市長が別に定めるところによる。

２　前項の様式のうち市民等が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

別表(1)器具類の表音響器具類の部エフェクターの項の次に次のように加える。

音響調整卓	１台	１，０００円

別表(1)器具類の表映写器具類の部中１６㎜映写機の項を削り、ビデオプロジェクター（移動式）の項をプロジェクター（移動式）の項とし、ビデオプロジェクター（ホール専用）の項をプロジェクター（ホール専用）の項とし、

「

ビデオデッキ（テレビ付）	１式	８００円

」

を

「

ＤＶＤプレーヤー（モニター付）	１式	８００円
ブルーレイディスクプレーヤー（モニター付）	１式	８００円
モニター（カメラ一体型マイクスピーカー付）	１式	２，０００円

」

に改める。

様式第１号及び様式第２号を削り、様式第３号を別記様式とし、様式第４号から様式第１２号までを削る。

附　則

１　この規則は、令和５年４月１日から施行する。

２　この規則の施行の日前において、この規則による改正前の熊本市国際交流会館条例施行規則の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

規　則　第　１９　号

令和　５　年　３　月１７日

熊本市子ども医療費助成規則等の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市子ども医療費助成規則等の一部を改正する規則

（熊本市子ども医療費助成規則の一部改正）

第１条　熊本市子ども医療費助成規則（平成１１年規則第３１号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本市こども医療費助成規則

（熊本市すこやか交流広場条例施行規則の一部改正）

第２条　熊本市すこやか交流広場条例施行規則（平成１８年規則第９６号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「、子どもふれあい農園」を「、こどもふれあい農園」に、「熊本市すこやか交流広場子どもふれあい農園使用許可申請書（様式第１号その１）」を「熊本市すこやか交流広場こどもふれあい農園使用許可申請書」に改め、「（様式第１号その２）」を削り、同条第３項中「熊本市すこやか交流広場子どもふれあい農園使用許可書（様式第２号その１）」を「熊本市すこやか交流広場こどもふれあい農園使用許可書」に改め、「（様式第２号その２）」を削る。

第４条第１項中「熊本市すこやか交流広場子どもふれあい農園使用中止届（様式第３号その１）」を「熊本市すこやか交流広場こどもふれあい農園使用中止届」に改め、「（様式第３号その２）」を削り、同条第２項中「（様式第４号）」を削り、同条第４項中「（様式第５号）」を削り、同条第５項中「（様式第６号）」を削る。

第６条第２項中「熊本市すこやか交流広場子どもふれあい農園使用許可申請書」を「熊本市すこやか交流広場こどもふれあい農園使用許可申請書」に改め、同条第３項中「熊本市すこやか交流広場子どもふれあい農園使用許可書」を「熊本市すこ

やか交流広場こどもふれあい農園使用許可書」に改める。

第７条第２項中「熊本市すこやか交流広場子どもふれあい農園使用料還付申請書（様式第７号）」を「熊本市すこやか交流広場こどもふれあい農園使用料還付申請書」に改める。

第１０条を第１１条とし、第９条の次に次の１条を加える。

（書類の様式等）

第１０条　この規則の規定により使用する書類に記載すべき事項及びその様式は、市長が別に定めるところによる。

２　前項の様式のうち市民等が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

様式第１号その１から様式第７号までを削る。

（熊本市子ども文化会館条例施行規則の一部改正）

第３条　熊本市子ども文化会館条例施行規則（平成２０年規則第２９号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本市こども文化会館条例施行規則

第１条中「熊本市子ども文化会館条例」を「熊本市こども文化会館条例」に改める。

第２条第１項中「熊本市子ども文化会館（」を「熊本市こども文化会館（」に、「熊本市子ども文化会館使用許可申請書（様式第１号）」を「熊本市こども文化会館使用許可申請書」に改め、同条第２項中「熊本市子ども文化会館使用受付簿（様式第３号）」を「熊本市こども文化会館使用受付簿」に改め、同条第４項中「熊本市子ども文化会館使用許可書（様式第４号）」を「熊本市こども文化会館使用許可書」に改める。

第３条第１項中「熊本市子ども文化会館使用中止届（様式第６号）」を「熊本市こども文化会館使用中止届」に改める。

第４条第１項中「熊本市子ども文化会館使用許可変更申請書（様式第７号）」を「熊本市こども文化会館使用許可変更申請書」に改める。

第５条中「熊本市子ども文化会館使用変更許可書（様式第８号）」を「熊本市こども文化会館使用変更許可書」に改める。

第６条中「熊本市子ども文化会館使用許可取消（停止）通知書（様式第９号）」を「熊本市こども文化会館使用許可取消（停止）通知書」に改める。

第９条第２項中「熊本市子ども文化会館使用料減免申請書（様式第１０号）」を「熊本市こども文化会館使用料減免申請書」に改める。

第１０条第１項中「熊本市子ども文化会館使用料還付申請書（様式第１１号）」を「熊本市こども文化会館使用料還付申請書」に改める。

第１３条第１項中「熊本市子ども文化会館特別設備許可申請書（様式第１２号）」を「熊本市こども文化会館特別設備許可申請書」に改め、同条第２項中「熊本市子ども文化会館特別設備許可書（様式第１３号）」を「熊本市こども文化会館特別設備許可書」に改める。

第１４条中「熊本市子ども文化会館施設等毀損（滅失）届（様式第１４号）」を「熊本市こども文化会館施設等毀損（滅失）届」に改める。

第２３条を第２４条とし、第２２条の次に次の１条を加える。

（書類の様式等）

第２３条　この規則の規定により使用する書類（第１６条各号に掲げるもの及び第１７条の書類を除く。）に記載すべき事項及びその様式は、市長が別に定めるところによる。ただし、会館の管理を指定管理者に行わせる場合において指定管理者に提出し、又は指定管理者が交付する書類に記載すべき事項及びその様式は、指定管理者が別に定めるところによる。

２　前項の様式のうち市民等が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

様式第１号から様式第１４号までを削る。

（熊本市子ども発達支援センター条例施行規則の一部改正）

第４条　熊本市子ども発達支援センター条例施行規則（平成２０年規則第３０号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本市こども発達支援センター条例施行規則

第１条中「熊本市子ども発達支援センター条例」を「熊本市こども発達支援センター条例」に改める。

第２条中「熊本市子ども発達支援センター」を「熊本市こども発達支援センター」

に改める。

第５条の見出し中「き損滅失」を「毀損滅失」に改め、同条中「き損し」を「毀損し」に改める。

（熊本市子ども・若者総合相談センター規則の一部改正）

第５条　熊本市子ども・若者総合相談センター規則（平成２０年規則第３２号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本市こども・若者総合相談センター規則

第１条中「熊本市子ども・若者総合相談センター」を「熊本市こども・若者総合相談センター」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和５年４月１日から施行する。

（熊本市ひとり親家庭等医療費助成規則の一部改正）

２　熊本市ひとり親家庭等医療費助成規則（昭和５７年規則第４７号）の一部を次のように改正する。

第９条第２項中「熊本市子ども医療費助成規則」を「熊本市こども医療費助成規則」に改める。

規　則　第　２０　号

令和　５　年　３　月１７日

熊本市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市消防局の組織に関する規則の一部を改正する規則

熊本市消防局の組織に関する規則（昭和３９年規則第４９号）の一部を次のように改正する。

別表予防部の部指導課の項事務分掌の欄第１号中「維持等」の次に「に係る調整」を加え、同欄中第８号を第９号とし、第７号の次に次の１号を加える。

(8)　液化石油ガスの規制に関すること（液化石油ガス設備工事の届出の受理に関する事務を除く。）（上益城郡益城町及び阿蘇郡西原村の区域における規制に関することを除く。）。

附　則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

規　則　第　２１　号

令和　５　年　３　月１７日

熊本市消防団の組織に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市消防団の組織に関する規則の一部を改正する規則

熊本市消防団の組織に関する規則（昭和４６年規則第８号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「機能別団員」を「防災サポーター（熊本市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例（昭和３９年条例第５０号。以下「条例」という。）第１条の２第２項第１号の防災サポーターをいう。以下同じ。）」に改め、同条第４項中「機能別団員」を「防災サポーター」に改める。

第４条第２項中「団員」の次に「（条例第１条の２第１項第１号の基本団員及び同条第２項第２号の災害対応団員をいう。以下同じ。）」を加える。

附　則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

規　則　第　２２　号

令和　５　年　３　月１７日

熊本市消防団員の退職報償金に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市消防団員の退職報償金に関する条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市消防団員の退職報償金に関する条例施行規則（昭和４８年規則第５３号）の一部を次のように改正する。

第３条中「第２条に該当する」を「第２条第１項に規定する退職報償金の支給の要件を満たす」に、「退職報償金の」を「、退職報償金の」に、「退職報償金支給上申書（様式第１号）」を「消防団員退職報償金支給上申書」に改め、「（様式第２号）」を削る。

第４条中「（様式第３号）」を削る。

第５条の見出しを「（消防団員名簿）」に改め、同条中「団員名簿（様式第４号）」を「消防団員名簿」に改める。

第６条を第７条とし、第５条の次に次の１条を加える。

（書類の様式）

第６条　この規則の規定により使用する書類に記載すべき事項及びその様式は、市長が別に定めるところによる。

様式第１号から様式第４号までを削る。

附　則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

規　則　第　２３　号

令和　５　年　３　月１７日

熊本市中小企業振興助成条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市中小企業振興助成条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市中小企業振興助成条例施行規則（昭和６３年規則第１８号）の一部を次のように改正する。

第４条の見出しを「（交付の申請）」に改め、同条第１項中「（様式第１号）」を削る。

第５条の見出しを「（交付の決定等）」に改め、同条第１項中「（様式第２号）により申請者に通知する」を「を申請者に交付する」に改め、同条第２項中「（様式第３号）により申請者に通知する」を「を申請者に交付する」に改める。

第６条第１項中「（様式第４号）」を削り、同条第２項中「ときは、中小企業振興助成事業助成金交付決定変更（取消）通知書（様式第５号）により」を「場合において」に、「ができる」を「を決定したときは、中小企業振興助成事業助成金交付決定変更（取消）通知書を交付するものとする」に改め、同条の次に次の１条を加える。

（関係書類の整備）

第６条の２　助成事業を行う者（以下「助成事業者」という。）は、助成事業に係る経費の収支を明らかにした書類等を常に整備しておかなければならないこととする。

第７条第１項中「申請者」を「助成事業者」に改め、「ときは、」の次に「その日から３０日を経過する日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに」を加え、「（様式第６号）」を削る。

第８条中「（様式第７号）により申請者に通知する」を「を当該助成事業者に交付する」に改める。

第９条第２項を次のように改める。

２　条例第４条第１項第２号に係る事業助成金は、前条の規定により確定した額を助成事業の完了後に交付するものとする。

第９条に次の３項を加える。

３　前項の規定にかかわらず、助成事業の性質上その事業の終了前又は年度途中に交付することが適切と認めるときは、一括又は分割して事前に概算額を交付することができる。

４　前項の交付を受けようとする助成事業者は、中小企業振興助成事業助成金概算交付申請書を市長に提出しなければならないこととする。

５　市長は、第３項の概算額の交付決定をしたときは、中小企業振興助成事業助成金概算交付決定通知書を助成事業者に交付するものとする。

第１１条の見出しを「（交付決定の取消し）」に改め、同条中「事業助成金の交付を受けた者」を「助成事業者」に改め、同条後段を削り、同条第１号中「条例及び」を「法令又は」に改める。

第１２条を第１６条とし、第１１条の次に次の４条を加える。

（事業助成金の返還）

第１２条　市長は、事業助成金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に事業助成金が交付されているときは、期限を定めて、これを返還させるものとする。

２　市長は、交付すべき事業助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える事業助成金が交付されているときは、期限を定めて、これを返還させるものとする。

（違約加算金）

第１３条　助成事業者は、第１１条の規定による取消しを受け、事業助成金の返還を請求されたときは、その請求に係る事業助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該事業助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年１０．９５パーセントの割合で計算した違約加算金を市に納付しなければならないこととする。

２　事業助成金が２回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を請求された額に相当する事業助成金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を請求された額がその日に受領した額を超えるときは、当該

返還を請求された額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において受領したものとする。

３　第１項の違約加算金を納付しなければならない場合において、助成事業者の納付した金額が返還を請求された事業助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求された事業助成金の額に充てられたものとする。

（他の助成金等の一時停止等）

第１４条　市長は、助成事業者が事業助成金の返還を請求され、当該事業助成金又は違約加算金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金又は交付金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができることとする。

（書類の様式等）

第１５条　この規則の規定により使用する書類に記載すべき事項及びその様式は、市長が別に定めるところによる。

２　前項の様式のうち市民等が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

様式第１号から様式第８号までを削る。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

規　則　第　２４　号

令和　５　年　３　月１７日

市民が提出する文書への押印の廃止に伴う関係規則の整備に関する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

市民が提出する文書への押印の廃止に伴う関係規則の整備に関する規則

（熊本市漁業振興資金貸付規則等の一部改正）

第１条　次に掲げる規則の規定中「印」を削る。

(1)　熊本市漁業振興資金貸付規則（昭和３５年規則第１７号）様式第１号

(2)　熊本市屋外広告物条例施行規則（平成８年規則第１２号）様式第１号

(3)　熊本市狂犬病予防規則（平成１２年規則第３６号）様式第１号、様式第２号及び様式第４号

(4)　熊本市小島河川防災センター条例施行規則（平成１５年規則第３６号）様式第９号

(5)　熊本市放課後児童健全育成事業利用者負担金徴収条例施行規則(平成１６年規則第３４号）様式第１号

(6)　熊本市祖崇廟納骨堂条例施行規則（平成２０年規則第６４号）様式第１号、様式第３号及び様式第５号

(7)　熊本市温泉給湯条例施行規則（平成２２年規則第１４号）様式第１号及び様式第３号

(8)　熊本市児童発達支援ルーム条例施行規則（平成２６年規則第３８号）様式第１号

（熊本市漁港管理条例施行規則の一部改正）

第２条　熊本市漁港管理条例施行規則（平成３年規則第２３号）の一部を次のように改正する。

第２条中「（様式第１号）」を「を提出すること」に改める。

第３条中「（様式第２号）」を削る。

第５条中「（様式第３号）」を「を提出すること」に改める。

第６条中「（様式第４号）」を削る。

第７条中「（様式第５号）」を削る。

第８条中「（様式第６号）」を「を提出すること」に改める。

第９条中「（様式第７号）」を削る。

第１１条中「（様式第８号）」を削る。

本則に次の１条を加える。

（書類の様式等）

第１２条　この規則の規定により使用する書類に記載すべき事項及びその様式は、市長が別に定めるところによる。

２　前項の様式のうち市民等が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

様式第１号から様式第８号までを削る。

（熊本市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部改正）

第３条　熊本市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成７年規則第１号）の一部を次のように改正する。

第１５条第１項及び第１６条中「記名押印し」を「署名し」に改める。

様式第２号、様式第６号から様式第１０号まで及び様式第１２号から様式第１４号までの規定中「印」を削る。

（熊本市環境総合センター条例施行規則の一部改正）

第４条　熊本市環境総合センター条例施行規則（平成７年規則第５３号）の一部を次のように改正する。

様式第３号及び様式第７号中「㊞」を削る。

（熊本市土地区画整理法施行細則の一部改正）

第５条　熊本市土地区画整理法施行細則（平成８年規則第１４号）の一部を次のように改正する。

様式第１号中「氏名　　印」を「氏名　　」に、

「　　「

印	を	

」　　」

に改める。

（熊本市漁港漁場整備法施行細則の一部改正）

第６条　熊本市漁港漁場整備法施行細則（平成１４年規則第３１号）の一部を次のように改正する。

様式第１号中「氏名　　印」を「氏名　　」に、

「備考　１　申請人欄の氏名（代表者氏名）を自署する場合は、押印は不要です。

２　位置図及び平面図を添付してください。　」

を

「備考　位置図及び平面図を添付してください。」

に改める。

様式第２号中「氏名　　印」を「氏名　　」に、

「備考　１　申請人欄の氏名（代表者氏名）を自署する場合は、押印は不要です。

２　位置図、平面図、構造図及び利害関係者の承諾書を添付してください。」

を

「備考　位置図、平面図、構造図及び利害関係者の承諾書を添付してください。」

に改める。

様式第３号中「氏名　　印」を「氏名　　」に、

「備考　１　申請人欄の氏名（代表者氏名）を自署する場合は、押印は不要です。

２　利用者氏名欄は、特定の利用者がある場合のみ記載してください。

３　位置図及び平面図を添付してください。　」

を

「備考　１　利用者氏名欄は、特定の利用者がある場合のみ記載してください。

２　位置図及び平面図を添付してください。　」

に改める。

様式第４号及び様式第５号を次のように改める。

様式第４号

（表）

漁港の区域内における行為についての許可申請書

年　　月　　日

漁港管理者　熊本市

代表者　熊本市長　　（宛）

申請者 住　所

氏　名
（法人の場合、名称及び代表者氏名）

下記のとおり漁港区域内の水域（公共空地）において　　を行いたいので、漁港漁場整備法第３９条第１項の規定により、関係書類を添えて許可の申請をします。

記

漁　　港　　名		
許可を受けようとする理由		
許可を受けようとする行為	種　　類	
	目　　的	
	期　　間	
	場　　所	
	面　　積	
	数　　量	
	方　　法	

（裏）

備考

1　種類欄には、工作物の建設若しくは改良、土砂の採取、土地の掘削又は盛土、汚水の放流又は汚物の放棄、水面又は土地の占用の別を記載してください。

2　数量欄には、工作物の建設若しくは改良又は水面若しくは公共空地の占用の場合には、記載の必要はありません。

なお、汚水の放流の場合には汚水の水質及び濃度ごとの数量を、汚物の放棄の場合には汚物の種類ごとの数量を記載してください。

3　方法欄には、請負委託等の方法により許可を受けた行為を行う場合に請負人（予定者）、受託者（予定者）等の氏名又は名称及び住所を記載してください。

4　次の書類を添付してください。

(1)　工作物の建設若しくは改良、土地の掘削若しくは盛土又は土砂の採取をしようとするとき　位置図、平面図、構造図、求積図及び利害関係者の承諾書

(2)　水面又は公共空地を占用しようとするとき　位置図、平面図、横断面図、工事設計書、単価表、積量表、安定計算書、収支予算書及び利害関係者の承諾書

(3)　汚水の放流又は汚物の放棄をしようとするとき　位置図、平面図、放棄面積求積図、構造図及び利害関係者の承諾書

様式第５号

（表）

漁港の区域内における行為についての協議書

年　　月　　日

漁港管理者　熊本市

代表者　熊本市長　　（宛）

申請者 住　所

氏　名
（法人の場合、名称及び代表者氏名）

下記のとおり漁港区域内の水域（公共空地）において　　を行いたいので、漁港漁場整備法第３９条第４項の規定により、関係書類を添えて協議します。

記

漁　　港　　名		
協議をしようとする理由		
協議を受けようとする行為	種　　類	
	目　　的	
	期　　間	
	場　　所	
	面　　積	
	数　　量	
	方　　法	

（裏）

備考

1　種類欄には、工作物の建設若しくは改良、土砂の採取、土地の掘削又は盛土、汚水の放流又は汚物の放棄、水面又は土地の占用の別を記載してください。

2　数量欄には、工作物の建設若しくは改良又は水面若しくは公共空地の占用の場合には、記載の必要はありません。

なお、汚水の放流の場合には汚水の水質及び濃度ごとの数量を、汚物の放棄の場合には汚物の種類ごとの数量を記載してください。

3　方法欄には、請負委託等の方法により許可を受けた行為を行う場合に請負人（予定者）、受託者（予定者）等の氏名又は名称及び住所を記載してください。

4　次の書類を添付してください。

(1)　工作物の建設若しくは改良、土地の掘削若しくは盛土又は土砂の採取をしようとするとき　位置図、平面図、構造図、求積図及び利害関係者の承諾書

(2)　水面又は公共空地を占用しようとするとき　位置図、平面図、横断面図、工事設計書、単価表、積量表、安定計算書、収支予算書及び利害関係者の承諾書

(3)　汚水の放流又は汚物の放棄をしようとするとき　位置図、平面図、放棄面積求積図、構造図及び利害関係者の承諾書

様式第６号中「氏名　　印」を「氏名　　」に、

「備考　１　申請人欄の氏名（代表者氏名）を自署する場合は、押印は不要です。

２　次の書類を添付してください。　　」

を

「備考　次の書類を添付してください。」

に改める。

様式第７号中

「

備考　　届出人欄の氏名（代表者氏名）を自署する場合は、押印は不要です。

」

を削る。

（熊本市老人福祉センター条例施行規則の一部改正）

第７条　熊本市老人福祉センター条例施行規則（平成１７年規則第８１号）の一部を次のように改正する。

第５条の見出しを「（毀損滅失届）」に改め、同条中「き損し」を「毀損し」に、「熊本市老人福祉センター施設等き損（滅失）届」を「熊本市老人福祉センター施設等毀損（滅失）届」に改める。

様式第４号中「印」を削る。

様式第５号中「熊本市老人福祉センター施設等き損（滅失）届」を「熊本市老人福祉センター施設等毀損（滅失）届」に改め、「印」を削り、「き損(滅失)した」を「毀損(滅失)した」に改める。

（熊本市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則の一部改正）

第８条　熊本市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例施行規則（平成２０年規則第８３号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「（様式第１号）」を削り、同条第２項中「（様式第２号）」を削り、同条第３項中「（様式第３号）」を削る。

第３条中「（様式第４号）」を削る。

第４条中「（様式第５号）」を削る。

第５条を第６条とし、第４条の次に次の１条を加える。

（書類の様式等）

第５条　この規則の規定により使用する書類に記載すべき事項及びその様式は、市長が別に定めるところによる。

２　前項の様式のうち市民等が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

様式第１号から様式第５号までを削る。

（熊本市自転車等駐車場の附置に関する条例施行規則の一部改正）

第９条　熊本市自転車等駐車場の附置に関する条例施行規則（平成２１年規則第１０１号）の一部を次のように改正する。

様式第１号中「氏名　　印」を「氏名　　」に改める。

様式第３号中「印」を削る。

（熊本市こころの健康センター条例施行規則の一部改正）

第１０条　熊本市こころの健康センター条例施行規則（平成２４年規則第７８号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「氏名　　印」を「氏名　　」に、

「備考

１　氏名を自署する場合は、押印は不要です。　を

２　太枠内は記入しないでください。　」

「備考　太枠内は記入しないでください。」

に改める。

（熊本市児童相談所設置条例施行規則の一部改正）

第１１条　熊本市児童相談所設置条例施行規則（平成２４年規則第１１７号）の一部を次のように改正する。

様式第２号中「氏名　　印」を「氏名　　」に、

「備考

１　氏名（法人の場合は、代表者名）を自署する場合は、押印は不要です。

２　太枠内は記入しないでください。　」

を

「備考　太枠内は記入しないでください。」

に改める。

附　則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

規　則　第　２５　号

令和　５　年　３　月２８日

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則

（熊本市個人情報保護条例施行規則の廃止）

第１条　熊本市個人情報保護条例施行規則（平成１４年規則第２号）は、廃止する。

（熊本市自転車競走在席投票実施規則等の一部改正）

第２条　次に掲げる規則の規定中「熊本市個人情報保護条例（平成１３年条例第４３号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）」に改める。

(1)　熊本市自転車競走在席投票実施規則（平成１５年規則第８４号）第２６条

(2)　熊本市自転車競走電子決済投票実施規則（令和元年規則第３号）第４０条

(3)　熊本市自転車競走キャッシュレス投票実施規則（令和元年規則第４号）第３６条

（熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部改正）

第３条　熊本市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成２７年規則第９４号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項第２号中「実施機関（熊本市個人情報保護条例（平成１３年条例第４３号）第２条第２号に規定する実施機関」を「機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長又は議会」に改める。

（熊本市公文書管理規則の一部改正）

第４条　熊本市公文書管理規則（令和３年規則第３２号）の一部を次のように改正する。

第９条第１項第４号を次のように改める。

(4)　個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）に基づく開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求があった保有個人情報又は熊本市情報公開条例（平成１０年条例第３３号）に基づく開示請求があった文書等を含む文書ファイル　当該請求に対する決定の翌日から起算して１年間

附　則

１　この規則は、令和５年４月１日から施行する。

２　この規則の施行の日前に個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和４年条例第６２号）第１条の規定による廃止前の熊本市個人情報保護条例（平成１３年条例第４３号）の規定による開示請求、訂正請求及び利用停止請求であって同日前に当該請求に対する決定がされなかったものについては、個人情報の保護に関する法律に基づく請求とみなして、熊本市公文書管理規則第９条第１項第４号の規定を適用する。

規　則　第　２６　号

令和　５　年　３　月２８日

熊本市情報公開・個人情報保護審議会条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市情報公開・個人情報保護審議会条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市情報公開・個人情報保護審議会条例施行規則（平成２７年規則第４号）の一部を次のように改正する。

第５条第１項中「第９条第１項」の次に「（条例第１６条において準用する場合を含む。）」を加え、「（様式第１号）」を削る。

第６条第１項中「第１２条第２項」の次に「（条例第１６条において準用する場合を含む。）」を加え、「（様式第２号）」を削る。

第７条中「第１６条」を「第２１条」に改め、同条を第８条とし、第６条の次に次の１条を加える。

（書類の様式等）

第７条　この規則の規定により使用する書類に記載すべき事項及びその様式は、市長が別に定めるところによる。

２　前項の様式のうち市民等が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

様式第１号及び様式第２号を削る。

附　則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

規　則　第　２７　号

令和　５　年　３　月２８日

熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第１９条の規定に基づく市長が給与を定める職員等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第１９条の規定に基づく市長が給与を定める職員等に関する規則の一部を改正する規則

熊本市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第１９条の規定に基づく市長が給与を定める職員等に関する規則（令和２年規則第２８号）の一部を次のように改正する。

別表第１こころの健康センター心理相談員の項の次に次のように加える。

こころの健康センター依存症相談員

附　則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

規　則　第　２８　号

令和　５　年　３　月２８日

熊本市特定教育・保育等の利用者負担額を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市特定教育・保育等の利用者負担額を定める規則の一部を改正する規則

熊本市特定教育・保育等の利用者負担額を定める規則（平成２７年規則第５０号）の一部を次のように改正する。

別表第１備考第１項第８号中「同法第３１４条の７、第３１４条の８及び第３１４条の９並びに附則第５条第３項、附則第５条の４第６項、附則第５条の４の２第６項、附則第５条の５第２項及び附則第４５条の」を「子ども・子育て支援法施行規則（平成２６年内閣府令第４４号）第２１条に定める」に、「子ども・子育て支援法施行規則（平成２６年内閣府令第４４号）」を「同令」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

規　則　第　２９　号

令和　５　年　３　月２９日

江津湖地域における特定外来生物等による生態系等に係る被害の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

江津湖地域における特定外来生物等による生態系等に係る被害の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

江津湖地域における特定外来生物等による生態系等に係る被害の防止に関する条例施行規則（平成２７年規則第７号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第２号中「熊本洋学校教師ジェーンズ邸区域」を「夏目漱石大江旧居区域」に、「熊本洋学校教師ジェーンズ邸の」を「夏目漱石大江旧居の」に改める。

附　則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

規　則　第　３０　号

令和　５　年　３　月２９日

熊本市放置自動車防止条例等に基づく事務に関する権限委任規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市放置自動車防止条例等に基づく事務に関する権限委任規則

（趣旨）

第１条　この規則は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１５３条第１項の規定に基づき、熊本市放置自動車防止条例（平成１４年条例第３０号。以下「条例」という。）及び熊本市放置自動車防止条例施行規則（平成１４年規則第２８号。以下「施行規則」という。）に規定する市長の権限に属する事務の一部を上下水道事業管理者、交通事業管理者及び病院事業管理者（以下「企業管理者」という。）に委任することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（企業管理者への委任）

第２条　次に掲げる事務（企業管理者の管理に属する場所におけるものに限る。）を企業管理者に委任する。

(1)　条例第１０条の規定による調査等に関すること。

(2)　条例第１１条の規定による立入調査に関すること。

(3)　条例第１２条の規定による勧告に関すること。

(4)　条例第１４条の規定による措置命令に関すること。

(5)　条例第１５条の規定による放置自動車の移動、保管等に関すること。

(6)　条例第１６条の規定による引取通知に関すること。

(7)　条例第１８条の規定による廃物の認定等に関すること。

(8)　条例第１９条の規定による廃物の措置に関すること。

(9)　条例第２０条の規定による準廃物の措置に関すること。

(10)　条例第２１条の規定による費用の請求に関すること。

(11)　施行規則第１６条第２項及び第３項の規定による保管した放置自動車の返還

に関すること。

（雑則）

第３条　この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

規　則　第　３１　号

令和　５　年　３　月２９日

熊本市放置自動車防止条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市放置自動車防止条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市放置自動車防止条例施行規則（平成１４年規則第２８号）の一部を次のように改正する。

第７条中「熊本市環境局ごみ減量推進課」を「事業ごみ対策課」に改める。

第８条第１項中「（様式第１号）」を削り、同条第２項を削り、同条第３項中「（様式第３号）により」を「に」に改め、同項を同条第２項とする。

第９条中「身分証明書（様式第４号）」を「別記様式のとおり」に改める。

第１０条中「（様式第５号）」を「を交付すること」に改める。

第１１条中「（様式第６号）」を「を交付すること」に改める。

第１２条第１項中「（様式第７号）」を「を交付すること」に改め、同条第２項中「（様式第８号）」を削る。

第１３条中「市長は、」及び「をするとき」を削り、「（様式第９号）」を「を交付すること」に改める。

第１４条中「前各号」を「前３号」に改める。

第１６条の見出し中「返還手続き」を「返還手続」に改め、同条第１項中「（様式第１０号）」を削り、同条第２項中「（様式第１１号）」及び「（様式第１２号）」を削る。

第１８条中「保管放置自動車費用請求書」の次に「を交付すること」を加える。

第１９条中「（様式第１３号）」を「を提出すること」に改める。

第２０条中「市長」を「、市長」に改め、同条を第２１条とし、同条の前に次の１条を加える。

（書類の様式等）

第２０条　この規則に定めるもののほか、この規則の規定により使用する書類に記載すべき事項及びその様式は、市長が別に定めるところによる。条例第１０条第２項に規定する警告書についても、同様とする。

２　前項の様式のうち市民等が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

様式第１号から様式第３号までを削り、様式第４号中「様式第４号」を「様式第４号（第９条関係）」に改め、同様式を別記様式とし、様式第５号から様式第１３号までを削る。

附　則

１　この規則は、公布の日から施行する。ただし、第７条の改正規定は、令和５年４月１日から施行する。

２　この規則の施行の日前において、この規則による改正前の熊本市放置自動車防止条例施行規則の規定に基づき作成された用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

規　則　第　３２　号

令和　５　年　３　月３０日

熊本市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市事務分掌規則の一部を改正する規則

熊本市事務分掌規則（平成８年規則第３８号）の一部を次のように改正する。

第３条第４項中「及び熊本城総合事務所」を「、児童相談所及び都市政策研究所」に改め、同条第５項中「及び危機管理防災総室」を削り、同条第６項中「北東部農業振興センター」を「熊本城総合事務所、北東部農業振興センター」に改め、同条第７項及び第８項を次のように改める。

７　熊本城調査研究センター、障がい者福祉相談所、こころの健康センター、動物愛護センター、妊娠内密相談センター、こども発達支援センター、環境総合センター、西部クリーンセンター、東部クリーンセンター、競輪事務所及び水産振興センターに所長を置く。

８　こどもの権利サポートセンター開設準備室に室長を置く。

第３条中第１１項を削り、第１０項を第１１項とし、第９項を第１０項とし、第８項の次に次の１項を加える。

９　オンブズマン事務局に事務局長を置く。

第３条第１２項を次のように改める。

１２　国際課に特命課長を置く。

第３条第１３項中「一時保護所、子ども・若者総合相談センター」を「こども・若者総合相談センター、一時保護所」に改め、同条中第１５項及び第１６項を削り、第１４項を第１５項とし、第１３項の次に次の１項を加える。

１４　コンプライアンス推進室、検査室、東税務室、西税務室、南税務室、北税務室、特別滞納対策室、農水ブランド戦略室、鳥獣対策室、東農業振興室、河内農業振興

室、南農業振興室、建築審査室、用地調整室及び西環状道路推進室に室長を置く。

第３条中第１７項を第１６項とし、第１８項の前に次の１項を加える。

１７　子育て支援センター及び児童発達支援ルームに所長を置く。

第４条第２号中「総合政策部長」を「危機管理防災部長」に改める。

別表(1)政策局の表総合政策部の部政策企画課の項事務分掌の欄に次の１号を加える。

(20)　企業版ふるさと納税地方創生基金に関すること。

別表(1)政策局の表総合政策部の部政策企画課の項の次に次のように加える。

データ戦略課	(1)　全庁的なデータの管理及び活用の統制に関すること。 (2)　データに基づく施策立案の推進に関すること。 (3)　基幹統計調査、市勢統計調査等に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (4)　スマートシティ（ＩＣＴ等の新技術、データの活用等により、地域の課題を解決し、持続可能な市民生活・都市活動を実現するまちをいう。）の推進に関すること。

別表(1)政策局の表総合政策部の部広報課の項を削り、同表秘書広報部の部秘書課の項の次に次のように加える。

広報課	(1)　広報に関すること。 (2)　広報刊行物の編集及び発行に関すること。 (3)　報道機関との連絡及び市政記者室に関すること。 (4)　シティプロモーション（市の魅力を創造し、又は増加させることにより市の印象及び知名度を向上させ、広く国内外に向けて市の魅力を発信する活動をいう。以下同じ。）に係る情報発信の総合的調整に関すること。

別表(1)政策局の表秘書広聴部の部を同表秘書部の部とし、同表危機管理防災総室の部を次のように改める。

危機管	危機管理課	(1)　部内事務の連絡調整に関すること。 (2)　危機管理及び防災に係る総合調整に関すること。 (3)　事件等対処計画に関すること。

理防災部		(4)　武力攻撃事態等における国民の保護に関すること。 (5)　水防業務の統括に関すること。 (6)　災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）に関すること。 (7)　災害等対策本部に関すること。 (8)　各種防災訓練に関すること。 (9)　危機管理に係る関係機関との連絡調整に関すること。 (10)　国民保護協議会に関すること。 (11)　災害救助基金に関すること。 (12)　課内、防災計画課及び防災対策課の庶務に関すること。
	防災計画課	(1)　防災施策の企画、調査及び研究に関すること。 (2)　熊本市防災基本条例（令和４年条例第３３号）に基づく施策の推進に関すること。 (3)　防災に係る計画に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (4)　防災関連のシステムに関すること。 (5)　避難行動要支援者への支援の仕組みに関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (6)　防災会議に関すること。 (7)　水前寺・立田山断層調査検討委員会に関すること。
	防災対策課	(1)　地域防災活動の支援に関すること。 (2)　防災意識の啓発に関すること。 (3)　防災情報等の発信及び周知に関すること。 (4)　災害対策の備蓄に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (5)　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (6)　小島河川防災センターの管理及び運営に関すること。

別表(2)総務局の表行政管理部の部総務課の項事務分掌の欄中第１２号から第１７号までを削り、第１８号を第１２号とし、第１９号から第２２号までを６号ずつ繰り上げ、同部法制課の項事務分掌の欄中第９号を削り、第８号を第９号とし、第７号の

次に次の１号を加える。

(8)　個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）に基づく開示請求等の受付等並びに同法の運用及び同法に基づく審査請求の総括に関すること。

別表(2)総務局の表行政管理部の部労務厚生課の項事務分掌の欄第４号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」に改め、同欄に次の１号を加える。

(15)　職員退職手当基金に関すること。

別表(4)文化市民局の表熊本城総合事務所の部を次のように改める。

熊本城総合事務所	総務管理課	(1)　部内事務の連絡調整に関すること。 (2)　熊本城一帯の総合的な振興に関すること。 (3)　熊本城の公開・活用に関する総合的企画及び調整に関すること。 (4)　熊本城一帯における催事の企画及び実施に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (5)　お城まつりに関すること。 (6)　熊本城管理条例（昭和３９年条例第６６号）に規定する熊本城の維持管理に関すること。 (7)　熊本市旧細川刑部邸条例（平成５年条例第４７号）に規定する旧細川刑部邸その他の施設の維持管理に関すること。 (8)　その他熊本城一帯の公園その他の施設の維持及び管理に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (9)　熊本城二の丸駐車場、熊本城三の丸第一駐車場、熊本城宮内駐車場、熊本城三の丸第二駐車場及び熊本城桜の馬場バス駐車場の管理及び運営に関すること。 (10)　熊本城復旧基本計画検証委員会に関すること。 (11)　熊本城復元整備基金に関すること。 (12)　課内及び復旧整備課の庶務に関すること。
	復旧整備課	(1)　熊本城の復旧整備に係る総合的企画及び調整に関すること。

		(2)　熊本城一帯の総合的な整備に関すること。 (3)　熊本城一帯の公園その他の施設等の整備に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (4)　復旧整備に伴う熊本城の公開・活用の企画及び運用に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (5)　熊本城災害復旧事業受託事業者選考委員会に関すること。
	熊本城調査研究センター	(1)　熊本城の復旧に係る調査及び記録に関すること。 (2)　熊本城及び城下町の総合的な調査研究に関すること。 (3)　熊本城及び城下町に係る資料の収集、整理及び保存に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (4)　旧細川刑部邸に係る資料の収集、整理及び保存に関すること。 (5)　熊本城一帯の保存整備計画に関すること。 (6)　特別史跡熊本城跡保存活用委員会に関すること。 (7)　熊本城文化財修復検討委員会に関すること。

別表(5)健康福祉局の表福祉部の部高齢福祉課の項から介護事業指導室（室）の項までを削り、同部保護管理援護課の項の次に次のように加える。

健康づくり推進課	(1)　保健に係る企画及び調整に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (2)　生活習慣病対策の総合調整に関すること。 (3)　栄養改善及び食育推進に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (4)　歯科保健に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (5)　成人保健に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (6)　保健師等の活動に係る連絡調整に関すること。 (7)　健康くまもと２１推進会議に関すること。

国保年金課	(1)　国民健康保険の資格及び給付に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (2)　国民健康保険料及び国民健康保険税の賦課に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (3)　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）の規定による医療の適正化に関すること。 (4)　国民健康保険財政の健全化の推進に関すること。 (5)　特定健康診査及び特定保健指導の総括に関すること。 (6)　後期高齢者医療制度の事務に関すること。 (7)　国民健康保険料、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料（以下この項においてこれらを「保険料等」という。）の徴収に関すること。 (8)　保険料等の督促及び滞納処分に関すること。 (9)　国民健康保険の保険給付に係る一部負担金の徴収に関すること。 (10)　保険料等の還付及び充当に関すること。 (11)　保険料等の納付証明書等に関すること。 (12)　国民年金に係る事務の総括に関すること。 (13)　国民年金に係る関係機関等との連絡調整に関すること。 (14)　年金生活者支援給付金に係る事務の総括に関すること。 (15)　年金生活者支援給付金に係る関係機関等との連絡調整に関すること。 (16)　国民健康保険運営協議会に関すること。

別表(5)健康福祉局の表福祉部の部を同表健康福祉部の部とし、同部の次に次のように加える。

高齢	高齢福祉課	(1)　部内事務の連絡調整に関すること。 (2)　高齢者に係る総合的企画及び調整に関すること。

者支援部		(3)　高齢者福祉に関すること（他課及び福祉事務所の所管に属するものを除く。）。 (4)　老人福祉施設の設置認可、指導監督等に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (5)　老人福祉団体に関すること（福祉事務所の所管に属するものを除く。）。 (6)　老人福祉措置費の交付及び負担金の徴収に関すること（福祉事務所の所管に属するものを除く。）。 (7)　老人居宅生活支援事業に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (8)　高齢者の権利の擁護に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (9)　高齢者に係る調査研究に関すること。 (10)　元気高齢者に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (11)　全国健康福祉祭に関すること。 (12)　地域支援事業に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (13)　地域包括ケアに係る総合的企画及び調整に関すること。 (14)　認知症に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (15)　熊本市おでかけＩＣカードに関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (16)　地域包括支援センターに関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (17)　高齢者生きがい作業所の管理及び運営に関すること。 (18)　老人福祉センターに関すること。 (19)　老人憩の家に関すること。

		(20)　お達者文化会館、南部万年青会館及び東部はつらつ交流会館に関すること。 (21)　高齢者技能習得センターに関すること。 (22)　社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会に関すること。 (23)　老人ホーム入所判定委員会に関すること。 (24)　高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定委員会に関すること。 (25)　地域包括支援センター運営協議会に関すること。 (26)　熊本市シルバー人材センターとの連絡調整に関すること。
	介護保険課	(1)　介護保険及び介護保険料に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (2)　地域支援事業に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (3)　介護認定審査会に関すること。 (4)　介護給付費準備基金に関すること。 (5)　課内及び介護事業指導課の庶務に関すること。
	介護事業指導課	(1)　社会福祉法人の認可に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (2)　老人福祉施設の設置認可、指導監督等に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (3)　有料老人ホームの設置等に関すること。 (4)　介護サービス事業所及び介護保険施設の指定及び指導監督に関すること。 (5)　高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成１３年法律第２６号）に関すること（住宅政策課の所管に属するものを除く。）。 (6)　介護サービス情報の公表に関すること。 (7)　地域密着型サービス運営委員会に関すること。

別表(5)健康福祉局の表障がい者支援部の部障がい保健福祉課の項事務分掌の欄中

第１９号を削り、第２０号を第１９号とし、第２１号から第２４号までを１号ずつ繰り上げ、同項を同部障がい福祉課の項とし、同部精神保健福祉室（室）の項及び子ども発達支援センターの項を削り、同部こころの健康センターの項事務分掌の欄中第８号を第１５号とし、第７号を第１４号とし、第６号を第１３号とし、同号の前に次の１号を加える。

(12)　精神保健福祉審議会に関すること。

別表(5)健康福祉局の表障がい者支援部の部こころの健康センターの項事務分掌の欄中第５号を第１１号とし、同号の前に次の１号を加える。

(10)　障害者総合支援法に基づく自立支援医療に関すること（精神通院医療に係るものに限る。）。

別表(5)健康福祉局の表障がい者支援部の部こころの健康センターの項事務分掌の欄中第４号を削り、第３号を第９号とし、第２号を第８号とし、第１号を第７号とし、同号の前に次の６号を加える。

(1)　精神障害者施策の総合的企画及び調整に関すること。

(2)　精神医療に関すること。

(3)　精神科病院の入院患者の人権に関すること。

(4)　自殺予防に関すること。

(5)　精神保健に関すること（他課及び保健所の所管に属するものを除く。）。

(6)　社会福祉法人の認可に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

別表(5)健康福祉局の表障がい者支援部の部こころの健康センターの項事務分掌の欄に次の１号を加える。

(16)　ＳＮＳを活用したこころの悩み相談業務受託事業者選考委員会に関すること。

別表(5)健康福祉局の表保健衛生部の部健康づくり推進課の項及び国保年金課の項並びに同表子ども未来部の部を削る。

別表(9)都市建設局の表都市政策部の部都市政策課の項事務分掌の欄中第８号を削り、第９号を第８号とし、第１０号から第１４号までを１号ずつ繰り上げ、同部市街地整備課の項事務分掌の欄第１号中「こと」の次に「（他課の所管に属するものを除く。）」を加え、同欄中第３号を削り、第２号を第３号とし、第１号の次に次の１号を加える。

(2)　中心市街地の活性化に関する法律に関すること（他課の所管に属するものを除

く。）。

別表(9)都市建設局の表都市政策部の部市街地整備課の項事務分掌の欄第６号を削り、同欄第７号中「熊本駅周辺地域」を「桜町・花畑周辺地区及び熊本駅周辺地域」に改め、同号を同欄第６号とし、同欄中第８号を第７号とし、第９号を削り、第１０号を第８号とし、第１１号を第９号とし、第１２号を第１０号とし、第１３号を削り、第１４号を第１１号とし、同欄に次の２号を加える。

(12)　熊本駅西土地区画整理事業地内地質調査に関する専門家会議に関すること。

(13)　熊本都市計画事業植木中央土地区画整理審議会に関すること。

別表(9)都市建設局の表都市政策部の部開発指導課の項事務分掌の欄第２号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和４年法律第５５号）による改正前の宅地造成等規制法」に改め、同部震災対策課の項事務分掌の欄中第２号を第３号とし、第１号を第２号とし、同号の前に次の１号を加える。

(1)　宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和３６年法律第１９１号）に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

別表(9)都市建設局の表都市政策部の部震災対策課の項を同部都市安全課の項とし、同部植木中央土地区画整理事業所の項を削り、同表交通政策部の部自転車利用推進課の項事務分掌の欄第５号中「自転車駐車対策等協議会」を「自転車利用推進協議会」に改め、同表住宅部の部住宅政策課の項事務分掌の欄中第６号を削り、第７号を第６号とし、第８号から第１０号までを１号ずつ繰り上げ、第１１号の前に次の１号を加える。

(10)　熊本市営住宅整備事業者選定審議会に関すること。

別表(9)都市建設局の表土木部の部土木総務課の項事務分掌の欄第１５号中「、公園課」を削り、同部道路計画課の項事務分掌の欄に次の１号を加える。

(5)　熊本西環状道路軟弱地盤対策検討委員会に関すること。

別表(9)都市建設局の表土木部の部道路整備課の項中第２号を削り、第３号を第２号とし、同欄に次の１号を加える。

(3)　西環状道路推進室（室）に関すること。

別表(9)都市建設局の表土木部の部道路整備課の項の次に次のように加える。

西環状道路	(1)　熊本西環状道路の建設に関すること。

推進室（室）	

別表(9)都市建設局の表土木部の部道路保全課の項事務分掌の欄第１０号及び同部公園課の項を削り、同部の次に次のように加える。

森の都推進部	みどり政策課	(1)　部内事務の連絡調整に関すること。 (2)　緑地の保全及び緑化の推進に係る総合的な企画及び調整に関すること。 (3)　公園に係る総合的な企画及び調整に関すること。 (4)　街路樹に係る総合的な企画及び調整に関すること。 (5)　林務の総括並びに森林整備に係る総合的な企画及び調整に関すること。 (6)　街路樹再生計画、緑の基本計画、健全な森づくり推進計画その他緑又は公園に関する計画に関すること。 (7)　緑化の指導に関すること。 (8)　九州自然歩道利用拠点施設に関すること。 (9)　森林学習館に関すること。 (10)　水前寺江津湖公園利活用・保全推進協議会に関すること。 (11)　街路樹再生計画策定委員会に関すること。 (12)　公募対象公園施設設置等予定者選定委員会に関すること。 (13)　緑の基本計画推進委員会に関すること。 (14)　健全な森づくり推進協議会に関すること。 (15)　ふるさとの森基金及び森づくり基金に関すること。
	みどり公園課	(1)　公園に係る工事、管理、利活用等の総括に関すること。 (2)　水前寺江津湖公園の利活用及び保全に関すること。 (3)　保存樹木の指定及び保全に関すること。 (4)　街路樹の維持管理の総括及び植栽技術の育成に関すること。 (5)　森林の経営管理に関すること。

		(6)　市有林等の整備管理に関すること。 (7)　立田山憩の森の管理及び運営に関すること。 (8)　雁回山遊歩道等の維持管理等に関すること。 (9)　香りの森の管理及び運営に関すること。 (10)　スポーツ施設の高木管理に関すること。
	花とみどり協働課	(1)　各種緑化助成に関すること。 (2)　緑化の啓発に関すること。 (3)　くまもと花博に関すること。 (4)　花とみどりに関する各種協議会との連絡調整に関すること。 (5)　花とみどりに関するボランティア活動の支援に関すること。

別表(9)都市建設局の表を別表(10)都市建設局の表とする。

別表(8)農水局の表農政部の部農業政策課の項事務分掌の欄第３号中「農林水産行政」を「農業行政及び水産業行政」に改め、同欄第６号中「農林水産」を「農業及び水産業」に改め、同欄中第１４号を削り、第１５号を第１４号とし、第１６号から第１８号までを１号ずつ繰り上げ、同部森づくり推進室（室）の項を削り、同表北東部農業振興センター及び西南部農業振興センターの部農業振興課の項事務分掌の欄中第１３号を削り、第１４号を第１３号とし、第１５号から第２５号までを１号ずつ繰り上げ、同表を別表(9)農水局の表とする。

別表(7)経済観光局の表産業部の部経済政策課の項事務分掌の欄中第５号を削り、第８号を第１４号とし、第７号を第１３号とし、同号の前に次の１号を加える。

(12)　食品交流会館に関すること。

別表(7)経済観光局の表産業部の部経済政策課の項事務分掌の欄中第６号を第１１号とし、同号の前に次の６号を加える。

(5)　中小企業の経営、人材育成及び事業承継に関すること。

(6)　工業の振興に係る施策の企画及び調査に関すること。

(7)　工業の振興に係る中小企業等協同組合及び協業組合の設立認可等に関すること。

(8)　物産関連産業の振興に関すること。

(9)　砂利採取法（昭和４３年法律第７４号）に基づく砂利採取計画の認可等に関する

こと（河川区域等で行う砂利採取計画を除く。）。

(10)　採石法（昭和２５年法律第２９１号）に基づく採石業者の採取計画の認可等に関すること。

別表(7)経済観光局の表産業部の部中しごとづくり推進室（室）の項を削り、計量検査所（室）の項の次に次のように加える。

雇用対策課	(1)　雇用の拡大及び安定に関すること。 (2)　職業能力開発に関すること。 (3)　勤労者の福祉向上に関すること。 (4)　職業訓練施設に関すること。 (5)　移住促進に関すること。 (6)　勤労者福祉センターに関すること。 (7)　技能者表彰選考委員会に関すること。 (8)　熊本市勤労者福祉センターとの連絡調整に関すること。

別表(7)経済観光局の表産業部の部商業金融課の項事務分掌の欄第２号中「局内の都心活性化施策の」を「中心市街地の活性化に係る」に改め、同欄中第１６号を第１７号とし、第１５号から第３号までを１号ずつ繰り下げ、第２号の次に次の１号を加える。

(3)　中心市街地の活性化に関する法律（平成１０年法律第９２号）に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

別表(7)経済観光局の表産業部の部産業振興課の項を削り、同部企業立地推進室(室)の項を同部企業立地推進課の項とし、同部起業・新産業支援室（室）の項事務分掌の欄中第３号を削り、第４号を第３号とし、第５号を第４号とし、同項を同部起業・新産業支援課の項とし、同表を別表(8)経済観光局の表とする。

別表(6)環境局の表環境推進部の部環境政策課の項事務分掌の欄第１１号を次のように改める。

(11)　自然保護に係る総合的企画及び調整に関すること。

別表(6)環境局の表環境推進部の部環境政策課の項事務分掌の欄中第１５号を第１８号とし、第１２号から第１４号までを３号ずつ繰り下げ、第１１号の次に次の３号を加える。

(12)　自然保護に係る調査研究に関すること。

(13)　自然保護活動の推進に関すること。

(14)　生物多様性に係る総合的企画及び調整に関すること。

別表(6)環境局の表環境推進部の部環境政策課の項事務分掌の欄に次の１号を加える。

(19)　生物多様性推進会議に関すること。

別表(6)環境局の表環境推進部の部温暖化・エネルギー対策室（室）の項事務分掌の欄第１号中「温暖化対策」を「地球温暖化対策に係る総合的企画及び調整」に改め、同欄第２号中「エネルギー対策」を「再生可能エネルギーの普及促進」に改め、同欄中第４号を第５号とし、第３号を第４号とし、第２号の次に次の１号を加える。

(3)　次世代自動車の普及促進に関すること。

別表(6)環境局の表環境推進部の部温暖化・エネルギー対策室（室）の項を同部脱炭素戦略課の項とし、同部環境共生課の項を削り、同部水保全課の項事務分掌の欄中第９号を削り、第１０号を第９号とし、第１１号から第１６号までを１号ずつ繰り上げ、同表資源循環部の部廃棄物計画課の項事務分掌の欄中第１０号を削り、第９号を第１２号とし、第８号を第１１号とし、第７号の次に次の３号を加える。

(8)　ごみ減量及びリサイクルの推進に関すること（事業ごみを除く。）。

(9)　生活環境の美化に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

(10)　旧リサイクル情報プラザに関すること。

別表(6)環境局の表資源循環部の部ごみ減量推進課の項を削り、同部事業ごみ対策室（室）の項事務分掌の欄中第４号を第７号とし、同号の前に次の１号を加える。

(6)　資源物の持去り対策に関すること。

別表(6)環境局の表資源循環部の部事業ごみ対策室（室）の項事務分掌の欄中第３号を削り、第２号を第５号とし、第１号の次に次の３号を加える。

(2)　事業ごみの減量及びリサイクルの推進に関すること。

(3)　使用済自動車の再資源化に関すること。

(4)　ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

別表(6)環境局の表資源循環部の部事業ごみ対策室（室）の項を同部事業ごみ対策課の項とし、同部北部クリーンセンター、西部クリーンセンター及び東部クリーンセンターの項課等の欄中「北部クリーンセンター、」を削り、同表を別表(7)環境局の表と

する。

別表(5)健康福祉局の表の次に次の1表を加える。

(6)　こども局

部	課等	事務分掌
	こどもの権利サポートセンター開設準備室	(1)　子どもの権利擁護に係る相談及び支援に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (2)　こどもの権利サポートセンターの開設準備に関すること。
こども育成部	こども政策課	(1)　局内の政策その他重要事項の総合的調整に関すること。 (2)　局内事務及び部内事務の連絡調整に関すること。 (3)　こども施策に係る総合的企画及び調整に関すること。 (4)　少子化対策に関する調査研究、総合的企画及び調整に関すること。 (5)　児童福祉に関すること（他課及び福祉事務所の所管に属するものを除く。）。 (6)　社会福祉審議会児童福祉専門分科会に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (7)　こどもの未来応援基金運営委員会に関すること。 (8)　いじめ問題再調査委員会に関すること。 (9)　こどもの死亡事案に関する詳細調査委員会に関すること。 (10)　こども局指定管理者候補者選定委員会に関すること。 (11)　こどもの未来応援基金に関すること。
	こども支援課	(1)　子育て家庭の支援に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (2)　児童手当に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (3)　児童扶養手当に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

	(4)　こども医療費助成に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (5)　ひとり親家庭等医療費助成に関すること。 (6)　就学前家庭教育に関すること。 (7)　児童厚生施設の設置、管理、運営及び廃止に関すること。 (8)　児童厚生施設の設置認可等及び指導監督に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (9)　母子保健に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (10)　母子に係る医療給付に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (11)　児童館との連絡調整に関すること。 (12)　西原公園児童館（室）に関すること。 (13)　勤労青少年ホーム（室）に関すること。 (14)　子育て支援センターの管理及び運営に関すること。 (15)　こども文化会館に関すること。 (16)　城南児童館に関すること。 (17)　児童館運営審議会に関すること。 (18)　小児慢性特定疾病審査会に関すること。
西原公園児童館（室）	(1)　西原公園児童館の管理及び運営に関すること。 (2)　西原公園児童館の使用許可に関すること。
勤労青少年ホーム（室）	(1)　勤労青少年ホームの管理及び運営に関すること。 (2)　勤労青少年ホームの使用許可及び使用料に関すること。 (3)　勤労青少年ホーム運営委員会に関すること。
保育幼稚園課	(1)　市立保育所の設置及び廃止に関すること。 (2)　社会福祉法人の認可に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (3)　保育所及び認定こども園の設置認可等並びに家庭的保育事業等の認可等に関すること。

		(4)　児童厚生施設の設置認可等に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (5)　市立保育所の管理及び運営に関すること。 (6)　保育所、認定こども園及び家庭的保育事業等並びに児童厚生施設の指導監督に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (7)　子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）に基づく子どものための教育・保育給付及び子育てのための施設等利用給付に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (8)　保育所等の保育料及び副食費に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (9)　認可外保育施設に関すること。 (10)　児童福祉団体に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (11)　私立学校（幼稚園に限る。）の助成に関すること。 (12)　児童発達支援ルームの管理及び運営に関すること。 (13)　社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童福祉施設等の整備並びに社会福祉法人及び児童福祉施設等の認可に関する審査部会に関すること。
こども福祉部	こども家庭福祉課	(1)　部内事務の連絡調整に関すること。 (2)　ひとり親家庭支援に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (3)　母子家庭等自立支援給付金に関すること。 (4)　母子父子寡婦福祉資金貸付金に関すること。 (5)　児童福祉施設の設置認可等に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (6)　社会福祉法人の認可に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

		(7)　児童福祉施設の管理及び運営に係る指導監督に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (8)　児童福祉団体に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。 (9)　要保護児童等に係る施策の総合的企画及び調整に関すること。 (10)　要保護児童対策地域協議会の総括に関すること。 (11)　母子生活支援施設及び助産施設の設置及び廃止に関すること。 (12)　児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第５１条第3号に規定する助産の実施又は母子保護の実施（次号において「助産等の実施」という。）に要する費用の支弁に関すること。 (13)　助産等の実施に係る児童福祉法第５６条第２項の規定に基づく負担金の徴収に関すること。 (14)　養子縁組あっせん事業に関すること。 (15)　こども・若者総合相談センター（室）に関すること。 (16)　社会福祉審議会児童福祉専門分科会審査部会に関すること。
	こども・若者総合相談センター（室）	(1)　子ども・若者に係る総合的相談に関すること。 (2)　子ども・若者に係る相談の調整に関すること。
	妊娠内密相談センター	(1)　妊娠、出産等に係る相談等に関すること。
	こども発達支援センター	(1)　障害又は障害の疑いのある子ども（以下この項において「障害児」という。）及びその保護者からの相談に関すること。 (2)　障害児に対する診察、検査及び初期の療育に関すること。

		(3)　障害児及びその保護者に対する支援に関すること。 (4)　障害児及びその保護者への支援に必要な関係機関との連絡調整に関すること。 (5)　発達障害者支援法（平成１６年法律第１６７号）に基づく発達障害者支援センター等に関すること。 (6)　発達障がい者支援センター運営事業受託事業者選考委員会に関すること。
児童相談所		(1)　児童相談所の管理及び運営に関すること。 (2)　里親の登録に関すること。 (3)　児童虐待の防止等に関する法律（平成１２年法律第８２号）に基づく施設入所措置児童への接近禁止命令に関すること。 (4)　児童福祉法第２４条の２の規定に基づく障害児入所給付費の支給に関すること。 (5)　児童福祉法第５０条第７号から第７号の３までに規定する費用の支弁に関すること。 (6)　児童福祉法第５０条第８号に規定する一時保護に要する費用の支弁に関すること。 (7)　第５号に規定する費用の支弁に係る児童福祉法第５６条第２項の規定に基づく負担金の徴収に関すること。 (8)　施設退所児童等の支援に関すること。 (9)　こどもセンターの管理に関すること。 (10)　一時保護所（室）に関すること。
	一時保護所（室）	

附　則

（施行期日）

1　この規則は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行の日から令和５年５月２５日までの間は、この規則による改正後の熊本市事務分掌規則別表(10)都市建設局の表都市政策部の部開発指導課の項事務分掌の欄第２号中「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和４年法律第５５号）による改正前の宅地造成等規制法」とあるのは「宅地造成等規制法」と、同部都市安全課の項事務分掌の欄第１号中「宅地造成及び特定盛土等規制法」とあるのは「宅地造成等規制法」とする。

（熊本市予算決算規則の一部改正）

3　熊本市予算決算規則（昭和３９年規則第２８号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号中「政策企画課」の次に「、データ戦略課」を加え、「、広報課」を削り、「秘書課」の次に「、広報課」を、「広聴課」の次に「、危機管理課」を加え、「、情報政策課」を削り、「管財課」の次に「、情報政策課」を、「文化財課」の次に「、総務管理課」を、「保護管理援護課」の次に「、健康づくり推進課、国保年金課」を加え、「障がい保健福祉課」を「障がい福祉課」に、「健康づくり推進課、国保年金課、子ども政策課、子ども支援課」を「こども政策課、こども支援課」に改め、「保育幼稚園課」の次に「、こども家庭福祉課」を加え、「環境共生課」を「脱炭素戦略課」に改め、「経済政策課」の次に「、雇用対策課」を加え、「産業振興課」を「企業立地推進課、起業・新産業支援課」に改め、「、交通企画課」を削り、「震災対策課」を「都市安全課」に改め、「建築指導課」の次に「、交通企画課、移動円滑推進課、自転車利用推進課」を加え、「及び土木総務課」を「、土木総務課及びみどり政策課」に改め、「、危機管理防災総室副室長」を削り、「熊本城総合事務所副所長」を「こどもの権利サポートセンター開設準備室長、児童相談所副所長」に改め、「、植木中央土地区画整理事業所長」を削り、「教育政策課長」の次に「、教育改革推進課長」を加え、「青少年教育課長」を「放課後児童育成課長、地域教育推進課長」に改める。

（熊本市物品会計規則の一部改正）

4　熊本市物品会計規則（昭和４０年規則第２４号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「、危機管理防災総室」を削り、「熊本城総合事務所」を「児童相談所」に改める。

別表中

「

健康福祉局	福祉部	介護保険課	介護事業指導室
	保健衛生部	生活衛生課	食品保健課
	子ども未来部	児童相談所	一時保護所
環境局	環境推進部	環境政策課	温暖化・エネルギー対策室
	資源循環部	廃棄物計画課	ごみ減量推進課
			事業ごみ対策室
		環境施設課	扇田環境センター
経済観光局	産業部	産業振興課	企業立地推進室
			起業・新産業支援室
農水局	農政部	農業政策課	農地整備課
			農水ブランド戦略室
			森づくり推進室

」

を

「

文化市民局	熊本城総合事務所	総務管理課	復旧整備課
健康福祉局	高齢者支援部	介護保険課	介護事業指導課
	保健衛生部	生活衛生課	食品保健課
こども局	児童相談所	児童相談所	一時保護所
環境局	資源循環部	環境施設課	扇田環境センター
農水局	農政部	農業政策課	農地整備課
			農水ブランド戦略室

」

に、

「

	土木部	土木総務課	用地調整室
			道路整備課
			道路保全課
			河川課
			公園課
			用地課

」

を

「

	土木部	土木総務課	用地調整室
			道路計画課
			道路整備課
			西環状道路推進室
			道路保全課
			河川課
			用地課
	森の都推進部	みどり政策課	みどり公園課
			花とみどり協働課

」

に改める。

（熊本市職員安全衛生規則の一部改正）

５　熊本市職員安全衛生規則（昭和４９年規則第２６号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項第４号中「健康福祉局子ども未来部児童相談所長」を「こども局児童相談所長」に改め、同項第５号中「健康福祉局子ども未来部保育幼稚園課長」を「こども局こども育成部保育幼稚園課長」に改め、同項中第６号を削り、第７号を第６号とし、第８号から第２６号までを１号ずつ繰り上げる。

（熊本市国民健康保険条例施行規則の一部改正）

６　熊本市国民健康保険条例施行規則（昭和５０年規則第２０号）の一部を次のように改正する。

第８条中「健康福祉局保健衛生部国保年金課」を「国保年金課」に改める。

（熊本市保健所事務分掌規則の一部改正）

７　熊本市保健所事務分掌規則（平成１４年規則第４４号）の一部を次のように改正する。

第３条中「障がい保健福祉課
精神保健福祉室」を「こころの健康センター」に改める。

第４条障がい保健福祉課の項及び精神保健福祉室の項を削り、同条新型コロナウイルス感染症対策課の項の次に次のように加える。

こころの健康センター

(1)　地域精神保健福祉に関する企画調整及び普及啓発に関すること。

(2)　地域精神保健福祉に関する組織育成、相談指導等に関すること。

(3)　診察及び保護の申請、医療保護入院届、措置入院者に係る定期の報告等の経由に関すること。

第６条中「、同局障がい者支援部障がい保健福祉課」を削り、「同局福祉部健康福祉政策課」を「同局健康福祉部健康福祉政策課」に改め、「同局保健衛生部動物愛護センター」の次に「及び同局障がい者支援部こころの健康センター」を加える。

（熊本市児童相談所事務分掌規則の一部改正）

８　熊本市児童相談所事務分掌規則（平成２２年規則第６４号）の一部を次のように改正する。

第２条中「健康福祉局」を「こども局」に改める。

第６条中「健康福祉局子ども未来部児童相談所の所長及び」を「こども局児童相談所の所長及び副所長並びに」に改める。

（熊本市児童相談所設置条例施行規則の一部改正）

９　熊本市児童相談所設置条例施行規則（平成２４年規則第１１７号）の一部を次のように改正する。

第４条中「健康づくり推進課、精神保健福祉室、子ども発達支援センター、子ども・若者総合相談センター」を「障がい福祉課、こども発達支援センター、こども・

若者総合相談センター、こども家庭福祉課、妊娠内密相談センター」に改める。

（熊本市心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部改正）

１０　熊本市心身障害者扶養共済制度条例施行規則（平成２４年規則第１２３号）の一部を次のように改正する。

様式第１号及び様式第２号中「熊本市障がい保健福祉課」を「熊本市障がい福祉課」に改める。

規　則　第　３３　号

令和　５　年　３　月３０日

熊本市母子生活支援施設及び助産施設の入所等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市母子生活支援施設及び助産施設の入所等に関する規則の一部を改正する規則

熊本市母子生活支援施設及び助産施設の入所等に関する規則（昭和４９年規則第２８号）の一部を次のように改正する。

第３条中「申請書」を「入所申込書」に改める。

第８条中「母子生活支援施設にあっては、その月分を当該月の末日までに、助産施設にあっては退所の日」を「助産施設にあっては退所の日までに、母子生活支援施設にあってはその月分を当該月の末日」に改める。

第９条第２号中「母子生活支援施設」を「助産施設又は母子生活支援施設」に改める。

別表第１備考第３項中「上表」を「この表の規定」に改め、同表備考第４項第２号中「４０８，０００円」を「４８８，０００円」に改め、同表備考第７項中「１月分から３月分までの助産施設への入所に係る徴収金の額を算定する場合にあっては、この表の規定中「前年分」とあるのは「前々年分」と読み替えるものとし、」を削り、「「前年度分」と、「前年分」とあるのは「前々年分」」を「、「前年度分」」に改める。

附　則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

規　則　第　３４　号

令和　５　年　３　月３０日

熊本市保健所条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市保健所条例施行規則の一部を改正する規則

熊本市保健所条例施行規則（昭和４３年規則第８号）の一部を次のように改正する。

第２条を次のように改める。

第２条　削除

第３条中「（様式第１号）」を削り、同条に次の２項を加える。

２　前項の場合において、当該書類に記載すべき事項及びその様式は、市長が別に定めるところによる。

３　前項の様式は、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

第４条第１項中「様式第２号」を「様式第１号」に改める。

第５条中「健康づくり推進課、精神保健福祉室、子ども発達支援センター、子ども・若者総合相談センター」を「障がい福祉課、こども発達支援センター、こども・若者総合相談センター、こども家庭福祉課、妊娠内密相談センター」に、「様式第３号」を「様式第２号」に改める。

別表を削る。

様式第１号を削り、様式第２号を様式第１号とし、様式第３号を様式第２号とする。

附　則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

規　則　第　３５　号

令和　５　年　３　月３０日

熊本市墓地等の設置等に関する条例等施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市墓地等の設置等に関する条例等施行規則の一部を改正する規則

熊本市墓地等の設置等に関する条例等施行規則（平成１２年規則第３７号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項第１号中「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改め、「に規定する宅地造成」の次に「、特定盛土等又は土石の堆積」を加える。

第５条第１項中「（様式第１号）」を削り、同条第２項を削り、同条第３項中「事前協議済書の交付を受けたものが、」を「条例第３条第２項に規定する協議済書（以下「協議済書」という。）の交付を受けた者が」に改め、「（様式第３号）」を削り、「第１項各号」を「前項各号」に、「当該事前協議済書」を「当該協議済書」に改め、同項を同条第２項とする。

第５条第４項中「一に」を「いずれかに」に、「事前協議済書」を「協議済書」に、「もの」を「者」に改め、同項を同条第３項とする。

第５条の２中「前条第２項に規定する事前協議済書」を「協議済書」に、「、当該墓地等」を「当該墓地等」に改め、「（様式第３号の２）」を削る。

第７条第１項中「もの」を「者」に改め、「（様式第４号）」を削り、同条第２項中「もの」を「者」に改め、「（様式第５号）」を削り、同条第３項中「もの」を「者」に改め、「（様式第６号）」を削り、同項第４号中「（様式第７号）」及び「（様式第８号）」を削る。

第８条中「（様式第９号）」を削る。

第９条第１項中「（様式第１０号）」を削る。

第１０条中「様式第１１号による」を「当該事由が生じた旨の」に改める。

第１１条第１項中「（様式第１２号）」を削り、同条第２項中「（様式第１３号）」を削る。

本則に次の１条を加える。

（書類の様式等）

第１２条　この規則の規定により使用する書類に記載すべき事項及びその様式は、市長が別に定めるところによる。協議済書についても同様とする。

２　前項の様式のうち市民等が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

様式第１号から様式第１３号までを削る。

附　則

１　この規則は、令和５年４月１日から施行する。ただし、第４条の改正規定は、同年５月２６日から施行する。

２　宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和４年法律第５５号。以下「改正法」という。）附則第２条第１項の規定によりなお従前の例により規制されることとなる宅地造成に関する工事に係る熊本市墓地等の設置等に関する条例等施行規則第４条第１項の許可若しくは確認の申請又は届出については、この規則による改正後の同項の規定にかかわらず、改正法附則第２条第１項に規定する経過措置期間中は、なお従前の例による。

規　則　第　３６　号

令和　５　年　３　月３０日

熊本市会計規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市会計規則の一部を改正する規則

熊本市会計規則（昭和３９年規則第２９号）の一部を次のように改正する。

別表第１(1)市長事務部局(消防局を除く。)の表広報課の項の前に次のように加える。

データ戦略課	課長

別表第１(1)市長事務部局（消防局を除く。）の表危機管理防災総室の項を次のように改める。

防災対策課	課長

別表第１(1)市長事務部局(消防局を除く。)の表熊本城総合事務所の項を次のように改める。

総務管理課	課長

別表第１(1)市長事務部局(消防局を除く。)の表保護管理援護課の項の次に次のように加える。

国保年金課	課長及び主査

別表第１(1)市長事務部局（消防局を除く。）の表子ども発達支援センターの項、国保年金課の項、子ども支援課の項及び児童相談所の項から環境共生課の項までを削り、同表勤労青少年ホームの項の次に次のように加える。

保育幼稚園課	課長
こども家庭福祉課	課長
こども発達支援センター	所長

児童相談所	副所長

別表第１(1)市長事務部局(消防局を除く。)の表森づくり推進室の項を削り、同表土木総務課の項の次に次のように加える。

みどり政策課	課長
みどり公園課	課長

別表第１(1)市長事務部局(消防局を除く。)の表中「保健子ども課」を「保健こども課」に改める。

別表第１(3)教育委員会の表中「青少年教育課」を「放課後児童育成課」に改め、図書館の項の前に次のように加える。

地域教育推進課	課長

別表第２収納代理金融機関の項中

「

三井住友信託銀行　株式会社	本店及び各支店	

」

を削る。

附　則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

規　則　第　３７　号

令和　５　年　３　月３０日

熊本市児童福祉法に基づく療育の給付に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市児童福祉法に基づく療育の給付に関する規則の一部を改正する規則

熊本市児童福祉法に基づく療育の給付に関する規則（平成８年規則第６号）の一部を次のように改正する。

別表備考第６項中「１月分から６月分までの療育の給付に係る徴収月額を算定する場合にあってはこの表の規定中「前年分」とあるのは「前々年分」と、」を削り、同表備考第７項中「所得税等」を「所得割等」に改め、同表備考第１０項を次のように改める。

１０　この表における「市町村民税」とは地方税法（昭和２５年法律第２２６号）により賦課される市町村民税をいい、「均等割の額」とは同法第２９２条第１項第１号に規定する均等割の額をいい、「所得割の額」とは同項第２号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第３１４条の７、第３１４条の８、附則第５条第３項、第５条の４第６項及び第５条の４の２第５項の規定は、適用しないものとする。）の額をいう。

別表備考中第１１項を第１２項とし、第１０項の次に次の１項を加える。

１１　所得割の額を算定する場合において、児童等及びその児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１９第１項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

規　則　第　３８　号

令和　５　年　３　月３０日

熊本市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

熊本市老人福祉法施行細則(平成６年規則第６１号)の一部を次のように改正する。

別表第１中

「

備考　上表にかかわらず、140,000円を当該費用徴収基準月額の上限とする。

」

及び（注１）から（注３）までを削り、同表に備考として次のように加える。

備考

１　この表の規定にかかわらず、１４０，０００円を当該費用徴収基準月額の上限とする。

２　この表における「対象収入」とは、前年（１月分から６月分までの措置に係る徴収金を算定する場合にあっては、前々年）の収入（社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く。）から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいう。

３　養護老人ホームに係る費用徴収基準月額については､この表に定める額から、３人部屋入居者については１０パーセント、４人部屋入居者については２０パーセント、５人及び６人部屋入居者については３０パーセント、７人部屋以上の大部屋入居者については４０パーセントをそれぞれ減額した額とする。この場合において、１００円未満は切捨てとする。

４　費用徴収基準月額がその月におけるその被措置者に係る措置費の支弁額（一般事務費及び一般生活費（地区別冬期加算及び入院患者日用品費を除く。）

の合算額をいう。別表第２において同じ。）を超える場合には、この表の規定にかかわらず、当該支弁額とする。

別表第２中「所得税課税」を「所得税が課税」に改め、（注１）から（注６）までを削り、同表に備考として次のように加える。

備考

１　この表のＣ１階層における「均等割」とは、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第２９２条第１項第１号に規定する均等割をいい、Ｃ１階層及びＣ２階層における「所得割」とは、同項第２号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第３１４条の８並びに附則第５条第３項及び第５条の４第６項の規定は適用しないものとする。）をいう。この場合において、同法第３２３条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

２　この表のＤ１階層からＤ１４階層までにおける「所得税」とは、所得税法（昭和４０年法律第３３号）、租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和２２年法律第１７５号）の規定によって計算された所得税をいう。ただし、所得税の額を計算する場合には、次に掲げる規定は適用しないものとする。

(1)　所得税法第９２条第１項及び第９５条第１項から第３項まで

(2)　租税特別措置法第４１条第１項及び第６項、第４１条の２、第４１条の１９の２第１項、第４１条の１９の３第１項及び第２項並びに第４１条の１９の４第１項及び第２項

(3)　租税特別措置法の一部を改正する法律（平成１０年法律第２３号）附則第１２条

３　同一の者が２人以上の被措置者の主たる扶養義務者となる場合においても、この表に示す費用徴収基準月額のみで算定するものとする。

４　費用徴収基準月額がその月におけるその被措置者に係る措置費の支弁額（その被措置者が別表第１により徴収を受ける場合には、当該被措置者に係る費用徴収基準月額を控除した残額）を超える場合には、この表の規定にかかわらず、当該支弁額とする。

5　主たる扶養義務者が他の社会福祉施設の被措置者の扶養義務者として費用徴収される場合には、この表に規定する徴収額の一部又は全部を免除することができる。

6　1月分から3月分までの措置に係る徴収金を算定する場合にあっては、この表の規定中「前年分」とあるのは「前々年分」と、4月分から6月分までの措置に係る徴収金を算定する場合にあっては、この表の規定中「当該年度分」とあるのは「前年度分」と、「前年分」とあるのは「前々年分」と読み替えて適用する。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

規　則　第　３９　号

令和　５　年　３　月３０日

熊本市植木健康福祉センター条例施行規則及び熊本市健康センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市植木健康福祉センター条例施行規則及び熊本市健康センター条例施行規則の一部を改正する規則

（熊本市植木健康福祉センター条例施行規則の一部改正）

第１条　熊本市植木健康福祉センター条例施行規則（平成２２年規則第２２号）の一部を次のように改正する。

別表第２中「予防フッ素塗布料」を「フッ化物塗布」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考　幼児健康診査時のフッ化物塗布については、無料とする。

（熊本市健康センター条例施行規則の一部改正）

第２条　熊本市健康センター条例施行規則（平成２４年規則第９８号）の一部を次のように改正する。

第６条中「（別記様式）」を削り、同条の次に次の１条を加える。

（書類の様式等）

第７条　前条の申請書に記載すべき事項及びその様式は、市長が別に定めるところによる。

２　前項の様式は、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

別表第２中「予防フッ素塗布料」を「フッ化物塗布」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考　幼児健康診査時のフッ化物塗布については、無料とする。

別記様式を削る。

附　則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

規　則　第　４０　号

令和　５　年　３　月３０日

熊本市行政不服審査法に係る事務分掌に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市行政不服審査法に係る事務分掌に関する規則の一部を改正する規則

熊本市行政不服審査法に係る事務分掌に関する規則（平成２８年規則第５３号）の一部を次のように改正する。

別表第１総務局及び消防局の項中「契約政策課」を「情報政策課」に改め、同表中

「

健康福祉局（保健所、福祉事務所及び児童相談所を含む。）	健康福祉政策課	障がい保健福祉課

」

を

「

健康福祉局（保健所及び福祉事務所を含む。）	健康福祉政策課	高齢福祉課
こども局（児童相談所を含む。）	こども政策課	こども家庭福祉課

」

に改め、同表都市建設局の項中「住宅政策課」を「交通企画課」に改める。

別表第２第３号中「保健子ども課」を「保健こども課」に改め、「、児童福祉に関する事項」を削り、同表中第１４号を第１５号とし、第４号から第１３号までを１号ずつ繰り下げ、第３号の次に次のように加える。

(4)　各区役所のまちづくりセンター及び保健こども課並びに出張所が分掌する事務のうち、児童福祉に関する事項その他こども局が分掌する事務に密接な関連を有する事項	こども政策課

別表第２備考第１項中「第７号から第９号」を「第８号から第１０号」に改め、同表備考第２項中「第１１号から第１３号」を「第１２号から第１４号」に改め、同項第１号中「第１１号」を「第１２号」に改める。

附　則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

規　則　第　４１　号

令和　５　年　３　月３１日

熊本市区役所等事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市区役所等事務分掌規則の一部を改正する規則

熊本市区役所等事務分掌規則（平成２４年規則第２号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項第２号中「保健子ども課」を「保健こども課」に改める。

別表区民部の部区民課の項事務分掌の欄中第３５号を第３６号とし、第３４号の次に次の１号を加える。

(35)　年金生活者支援給付金に係る相談、受付等に関すること。

別表区民部の部各総合出張所（室）の項事務分掌の欄中第５０号を第５１号とし、第４０号から第４９号までを１号ずつ繰り下げ、同欄第３９号中「子ども医療費」を「こども医療費」に改め、同号を同欄第４０号とし、同欄中第３８号を第３９号とし、第３０号から第３７号までを１号ずつ繰り下げ、第２９号の次に次の１号を加える。

(30)　年金生活者支援給付金に係る相談、受付等に関すること。

別表区民部の部西区役所芳野分室（西区役所河内まちづくりセンター室）の項事務分掌の欄中第２６号を第３３号とし、第２５号を第３２号とし、第２４号を第３１号とし、第２３号を削り、第２２号を第３０号とし、第２１号を第２９号とし、第２０号を第２８号とし、第１８号及び第１９号を削り、第１７号を第２６号とし、同号の次に次の１号を加える。

(27)　こども医療費の助成に係る申請の受付及び資格者証の交付に関すること。

別表区民部の部西区役所芳野分室（西区役所河内まちづくりセンター室）の項事務分掌の欄中第１６号を第２５号とし、同号の前に次の４号を加える。

(21)　国民年金被保険者の資格に係る相談、受付等に関すること。

(22)　国民年金の給付に係る相談、受付等に関すること。

(23)　国民年金保険料の免除及び学生納付特例に係る相談、受付等に関すること。

(24)　年金生活者支援給付金に係る相談、受付等に関すること。

別表区民部の部西区役所芳野分室（西区役所河内まちづくりセンター室）の項事務分掌の欄第１５号中「国民健康保険料、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料」を「保険料等」に改め、同号を同欄第２０号とし、同号の前に次の３号を加える。

(17)　国民健康保険及び後期高齢者医療制度に係る第三者の行為による被害の届出の受付に関すること。

(18)　国民健康保険料、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料（以下この項においてこれらを「保険料等」という。）の徴収に関すること。

(19)　保険料等の還付請求書の受付に関すること。

別表区民部の部西区役所芳野分室（西区役所河内まちづくりセンター室）の項事務分掌の欄第１４号中「受付及び交付」を「相談、受付等」に改め、同号を同欄第１６号とし、同号の前に次の１号を加える。

(15)　国民健康保険及び後期高齢者医療制度に係る資格及び賦課に係る相談、受付等に関すること。

別表区民部の部西区役所芳野分室（西区役所河内まちづくりセンター室）の項事務分掌の欄中第１３号を第１４号とし、第１２号を第１３号とし、第１１号の次に次の１号を加える。

(12)　死産届に関すること。

別表保健福祉部の部福祉課の項事務分掌の欄第４３号中「第３３条第３項」を「第３３条第２項」に改める。

別表保健福祉部の部保健子ども課の項事務分掌の欄第２３号中「子ども医療費」を「こども医療費」に改め、同項を同部保健こども課の項とする。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和５年４月１日から施行する。

（熊本市福祉事務所事務分掌規則の一部改正）

２　熊本市福祉事務所事務分掌規則（昭和３５年規則第１３号）の一部を次のように改正する。

第３条、第４条及び第６条中「保健子ども課」を「保健こども課」に改める。

規　則　第　４２　号

令和　５　年　３　月３１日

熊本市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行細則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行細則

（趣旨）

第１条　この規則は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和４２年法律第１４９号。以下「法」という。）、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令（昭和４３年政令第１４号。以下「政令」という。）及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成９年通商産業省令第１１号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規則において使用する用語は、法、政令及び省令において使用する用語の例による。

（液化石油ガス販売事業登録等の通知）

第３条　市長は、法第３条第１項の規定による登録に係る申請があった場合において、法第３条の２第２項の規定による登録の通知をするときは、液化石油ガス販売事業登録通知書を申請者に交付するものとする。

（災害発生防止措置命令）

第４条　法第１３条第２項の規定による命令は、災害発生防止措置命令書を交付することにより行うものとする。

（書面交付等命令）

第５条　法第１４条第２項の規定による命令は、書面交付等命令書を交付することにより行うものとする。

（液化石油ガス貯蔵施設等基準適合命令）

第６条　法第１６条第３項の規定による命令は、液化石油ガス貯蔵施設・販売方法基準適合命令書を交付することにより行うものとする。

（液化石油ガス供給設備基準適合命令）

第７条　法第１６条の２第２項の規定による命令は、液化石油ガス供給設備基準適合命令書を交付することにより行うものとする。

（業務主任者等解任命令）

第８条　法第２２条の規定による命令は、業務主任者等解任命令書を交付することにより行うものとする。

（液化石油ガス販売事業登録の取消し等）

第９条　法第２５条又は第２６条の規定による登録の取消しは、液化石油ガス販売事業登録取消通知書を交付することにより行うものとする。

２　法第２６条の規定による命令は、液化石油ガス販売事業停止命令書を交付することにより行うものとする。

（保安機関認定書等の交付）

第１０条　市長は、法第２９条第１項の規定による認定に係る申請があった場合において、認定するときは保安機関認定書を、認定しないときは保安機関不認定通知書を申請者に交付するものとする。

（保安機関更新認定書等の交付）

第１１条　市長は、法第３２条第１項に規定する認定の更新に係る申請があった場合において、更新を認定するときは保安機関更新認定書を、更新を認定しないときは保安機関更新不認定通知書を申請者に交付するものとする。

（一般消費者等の数の増加認可書等の交付）

第１２条　市長は、法第３３条第１項の規定による認可に係る申請があった場合において、認可するときは一般消費者等の数の増加認可書を、認可しないときは一般消費者等の数の増加不認可通知書を申請者に交付するものとする。

（保安業務実施等命令）

第１３条　法第３４条第３項の規定による命令は、保安業務実施等命令書を交付することにより行うものとする。

（保安業務規程認可書等の交付等）

第１４条　市長は、法第３５条第１項の規定による認可又は変更の認可に係る申請があった場合において、認可するときは保安業務規程（変更）認可書を、認可しないときは保安業務規程（変更）不認可通知書を申請者に交付するものとする。

（保安業務規程変更命令）

第１５条　法第３５条第３項の規定による命令は、保安業務規程変更命令書を交付することにより行うものとする。

（保安機関認定基準適合命令）

第１６条　法第３５条の２の規定による命令は、保安機関認定基準適合命令書を交付することにより行うものとする。

（保安機関認定の取消し）

第１７条　法第３５条の３の規定による認定の取消しは、保安機関認定取消通知書を交付することにより行うものとする。

（消費設備基準適合命令）

第１８条　法第３５条の５の規定による命令は、消費設備基準適合命令書を交付することにより行うものとする。

（液化石油ガス販売事業者認定書等の交付）

第１９条　市長は、法第３５条の６第１項の規定による認定に係る申請があった場合において、保安確保機器の設置及び管理の方法を認定するときは液化石油ガス販売事業者認定書を、認定しないときは液化石油ガス販売事業者不認定通知書を申請者に交付するものとする。

（液化石油ガス販売事業者認定の取消し）

第２０条　法第３５条の１０第１項又は第２項の規定による保安確保機器の設置及び管理の方法の認定の取消しは、認定液化石油ガス販売事業者認定取消通知書を交付することにより行うものとする。

２　法第３５条の１０第２項の規定による催告は、認定液化石油ガス販売事業者状況報告催告書を交付することにより行うものとする。

（貯蔵施設等設置許可書等の交付）

第２１条　市長は、法第３６条第１項の規定による許可に係る申請があった場合において、許可するときは貯蔵施設等設置許可書を、許可しないときは貯蔵施設等設置不許可通知書を申請者に交付するものとする。

（貯蔵施設等変更許可書等の交付）

第２２条　市長は、法第３７条の２第１項の規定による変更の許可に係る申請があった場合において、許可するときは貯蔵施設等変更許可書を、許可しないときは貯蔵施設等変更不許可通知書を申請者に交付するものとする。

（貯蔵施設等完成検査不合格通知書の交付）

第２３条　市長は、法第３７条の３第１項の規定による完成検査において、貯蔵施設又は特定供給設備が法第３７条の技術上の基準に適合していないと認めるときは、貯蔵施設等完成検査不合格通知書を申請者に交付するものとする。

（充てん設備許可書等の交付）

第２４条　市長は、法第３７条の４第１項の規定による許可に係る申請があった場合において、許可するときは充てん設備許可書を、許可しないときは充てん設備不許可通知書を申請者に交付するものとする。

（充てん設備変更許可書等の交付）

第２５条　市長は、法第３７条の４第３項において準用する法第３７条の２第１項の規定による変更の許可に係る申請があった場合において、許可するときは充てん設備変更許可書を、許可しないときは充てん設備変更不許可通知書を申請者に交付するものとする。

（充てん設備完成検査不合格通知書の交付）

第２６条　市長は、法第３７条の４第４項において準用する法第３７条の３第１項の規定による充てん設備の完成検査において、充てん設備が法第３７条の４第２項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、充てん設備完成検査不合格通知書を申請者に交付するものとする。

（充てん設備等基準適合命令）

第２７条　法第３７条の５第３項の規定による命令は、充てん設備等基準適合命令書を交付することにより行うものとする。

（充てん設備保安検査不合格通知書の交付）

第２８条　市長は、法第３７条の６第１項の規定による保安検査において、充てん設備が法第３７条の４第２項の技術上の基準に適合していないと認めるときは、充てん設備保安検査不合格通知書を申請者に交付するものとする。

（充てん設備使用休止の届出）

第２９条　充てん事業者は、省令第８１条第２項に規定する充てん設備の使用を休止した旨の届出をするときは、充てん設備使用休止届出書を市長に提出しなければならない。

（貯蔵施設等許可の取消し等）

第３０条　法第３７条の７第１項の規定による許可の取消しは、貯蔵施設等許可取消通知書を交付することにより行うものとする。

２　法第３７条の７第１項の規定による命令は、貯蔵施設等使用停止命令書を交付することにより行うものとする。

（報告の徴収）

第３１条　法第８２条第１項又は第２項の規定による報告の徴収は、報告徴収書を交付することにより行うものとする。

（立入検査の証明書）

第３２条　法第８３条第８項に規定する証明書は、熊本市消防職員の立入検査証に関する規則（平成３０年規則第４号）に定めるところによる。

（報告）

第３３条　次の各号に掲げる者は、省令第１３２条の規定による報告をするときは、それぞれ当該各号に定める報告書を市長に提出しなければならない。

(1)　液化石油ガス販売事業者　液化石油ガス販売事業者報告書

(2)　保安機関　保安業務実施状況報告書

(3)　充てん事業者　充てん事業者報告書

（登録申請等の取下げ）

第３４条　法の規定による登録、認定、認可又は許可（以下この条において「登録等」という。）に係る申請をした者は、当該登録等を受ける前に当該申請を取り下げようとするときは、登録申請等取下届を市長に提出しなければならない。

（命令の解除）

第３５条　市長は、法の規定による命令を解除するときは、命令解除通知書を交付するものとする。

（書類の経由）

第３６条　法、政令及び省令並びにこの規則の規定により市長に提出する書類は、消防長を経由するものとする。

（書類の様式等）

第３７条　この規則の規定により使用する書類（第３２条の証明書を除く。）に記載すべき事項及びその様式は、市長が別に定めるところによる。法第４条第２項に規定する登録の拒否に係る書面及び法第３６条第２項の意見書の様式についても、同様とする。

２　前項の様式のうち市民等が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

（委任）

第３８条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、消防長が別に定める。

附　則

この規則は、令和５年４月１日から施行する。

規　則　第　４３　号

令和　５　年　３　月３１日

熊本市消防職員の立入検査証に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市消防職員の立入検査証に関する規則の一部を改正する規則

熊本市消防職員の立入検査証に関する規則（平成３０年規則第４号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「消防法第４条第１項、第１６の３の２第２項、第１６条の５第１項及び第３４条第１項、火薬類取締法第４３条第１項、高圧ガス保安法第６２条第１項並びに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第８３条第３項の規定」を「裏面に記載する法令の条項」に改め、

「

〔注意事項〕

１　職員は、消防長が認める場合を除き、勤務中は常にこの立入検査証を携帯しなければならない。

２　職員は、職務の執行に際し関係者から請求があるときは、この立入検査証を提示しなければならない。

３　職員は、この立入検査証に関し、次の行為をしてはならない。

(1)　他人に貸与し、又は譲渡すること。

(2)　記載事項を書き換えること。

(3)　不正に使用すること。

４　職員は、この立入検査証を紛失し、又は毀損しないよう常に注意しなければならない。

」

を

「

法　令　の　条　項
消防法第４条第１項、第１６条の３の２第２項、第１６条の５第１項及び第３４条第１項
火薬類取締法第４３条第１項
高圧ガス保安法第６２条第１項
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第８３条第３項及び第４項

」

に改める。

附　則

１　この規則は、令和５年４月１日から施行する。

２　この規則の施行の日前において、この規則による改正前の熊本市消防職員の立入検査証に関する規則の規定に基づき作成された立入検査証は、当分の間、使用することができる。

規　則　第　４４　号

令和　５　年　３　月３１日

熊本市介護保険法等の施行に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市介護保険法等の施行に関する規則の一部を改正する規則

熊本市介護保険法等の施行に関する規則（平成１２年規則第４０号）の一部を次のように改正する。

附則第７項第１号中「令和５年２月２８日」を「令和６年２月２９日」に改め、同号に次のように加える。

キ　福島復興再生特別措置法（平成２４年法律第２５号）第１７条の２第１項の特定避難指示区域（同条第６項の規定により認定された特定復興再生拠点区域であって令和４年４月１日以後令和５年４月１日前に指定が解除されたものの区域に限る。）に該当したため避難を行っている者（以下「令和４年度指定解除旧特定復興再生拠点区域の被災被保険者」という。）のうち合計所得金額が６３３万円未満のもの

附則第７項中第７号を第８号とし、第２号から第６号までを１号ずつ繰り下げ、第１号の次に次の１号を加える。

(2)　令和４年度指定解除旧特定復興再生拠点区域の被災被保険者のうち合計所得金額が６３３万円以上のもの　令和５年９月３０日

附則第８項中「被災被保険者」の次に「（附則第１０項の期間を経過していない者に限る。）」を、「減免」の次に「の割合」を加え、「１０分の１０」を「次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める割合」に改め、同項に次の各号を加える。

(1)　前項第１号イからカまでに規定する区域又は地点であって平成２６年までにその指定が解除されたものの被災被保険者　１０分の５

(2)　前号に掲げる者以外の被災被保険者　１０分の１０

附則第１０項第１号中「１４４月」を「１５６月」に改め、同項第７号中「附則第７項第７号」を「附則第７項第８号」に改め、同号を同項第８号とし、同項第６号中「附則第７項第６号」を「附則第７項第７号」に改め、同号を同項第７号とし、同項第５号中「附則第７項第５号」を「附則第７項第６号」に改め、同号を同項第６号とし、同項第４号中「附則第７項第４号」を「附則第７項第５号」に改め、同号を同項第５号とし、同項第３号中「附則第７項第３号」を「附則第７項第４号」に改め、同号を同項第４号とし、同項第２号中「附則第７項第２号」を「附則第７項第３号」に改め、同号を同項第３号とし、同項第１号の次に次の１号を加える。

(2)　附則第７項第２号に規定する被災被保険者　東日本大震災の発生した月の翌月から１５０月

附　則

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正後の附則第８項の規定は、令和５年度以後の年度分の保険料について適用し、令和４年度分までの保険料については、なお従前の例による。

３　令和４年度分の保険料であって、令和４年度末に第１号被保険者の資格を取得したことにより令和５年４月以降に普通徴収の納期限が到来するものに対する減免については、なお従前の例による。

訓　　令

訓　令　第　　2　　号

令和　5　年　3　月16日

熊本市職員記章に関する訓令及び熊本市職員証に関する訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市職員記章に関する訓令及び熊本市職員証に関する訓令の一部を改正する訓令

（熊本市職員記章に関する訓令の一部改正）

第１条　熊本市職員記章に関する訓令（昭和４４年訓令第１４号）の一部を次のように改正する。

第２条中「本市の常勤」を「市長事務部局」に改め、「任用される者」の次に「及び地方公務員法(昭和２５年法律第２６１号)第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員」を加え、「及び地方公務員法(昭和２５年法律第２６１号)第２８条の５第１項又は第２８条の６第２項の規定により短時間勤務の職に採用された職員」を削る。

第３条中「様式第１号」を「別記様式」に改める。

第８条第１項中「（様式第２号）」を削る。

様式第１号を別記様式とし、様式第２号を削る。

（熊本市職員証に関する訓令の一部改正）

第２条　熊本市職員証に関する訓令（平成１７年訓令第７号）の一部を次のように改正する。

第２条中「職員とは」を「「職員」とは」に改め、「者」の次に「地方公務員法(昭和２５年法律第２６１号)第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員」を加える。

第３条第１項中「様式第１号」を「別記様式」に改める。

第５条中「（様式第２号）」を削る。

第６条中「（様式第３号）」を削る。

第８条中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第９条中「（様式第４号）」を削る。

様式第１号を次のように改め、同様式を別記様式とする。

別記様式（第３条関係）

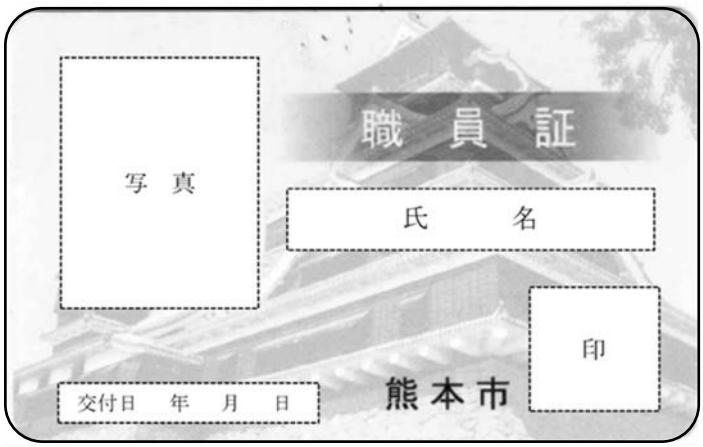

様式第２号から様式第４号までを削る。

附　則

１　この訓令は、令和５年４月１日から施行する。

２　地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第６３号）附則第４条第１項若しくは第２項又は第６条第１項若しくは第２項の規定により採用された職員（以下「暫定再任用職員」という。）に対する第２条による改正後の熊本市職員証に関する訓令第８条の規定の適用については、同条中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

訓　令　第　　３　　号

令和　５　年　３　月１６日

熊本市公印に関する訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市公印に関する訓令の一部を改正する訓令

熊本市公印に関する訓令（昭和３０年訓令第４号）の一部を次のように改正する。

別表(2)専用公印の表介護保険専用市印の項中「３３」を「２１」に、

「

介護保険課長	を	介護保険課長(2) 中央区役所福祉課長及び東区役所福祉課長(各3) 西区役所福祉課長(1) 南区役所福祉課長及び北区役所福祉課長(各2)

	各区役所の出張所の長(各1)

」　　」

に改め、同表各種資格証専用市印の項中「障がい保健福祉課長」を「障がい福祉課長」に、「子ども支援課長」を「こども支援課長」に、「各区役所保健子ども課長」を「各区役所保健こども課長」に改める。

附　則

この訓令は、令和５年４月１日から施行する。

訓　令　第　　４　　号

令和　５　年　３　月１６日

熊本市職員任免手続に関する訓令を次のように定める。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市職員任免手続に関する訓令

熊本市職員任免手続に関する訓令（昭和２９年訓令第１号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この訓令は、熊本市職員（以下「職員」という。）の任免手続に関し必要な事項を定めるものとする。

（発令）

第２条　職員に対する発令は、辞令を交付することにより行うものとする。

（内示）

第３条　職員に対する発令に際し必要があると認めるときは、発令を行う予定の日前に、当該発令の対象となる職員に対し書面又は口頭により内示を行うものとする。

（辞令の交付を要しない場合）

第４条　第２条の規定にかかわらず、熊本市職員の分限及び懲戒等に関する条例（昭和２８年条例第６号）第１０条第２項に規定する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、辞令に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令の交付に代えることができる。

(1)　前条の規定により内示を行った場合

(2)　組織の改編、職名の変更等の事由により一時に多数の職員について同種の異動を行う場合（前号に規定する場合を除く。）

(3)　前２号に掲げる場合のほか、辞令の交付によらないことを適当と認める場合

（他の任命権者に対する通知）

第５条　任命権者を異にする職に併任されている職員に発令する場合においては、当

該発令を行う任命権者は、他の任命権者にその旨を通知しなければならないものとする。

（雑則）

第６条　この訓令に定めるもののほか、辞令の文例その他任免手続に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この訓令は、令達の日から施行する。

訓　令　第　　5　　号

令和　5　年　3　月１６日

熊本市契約書の書式等を定める訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市契約書の書式等を定める訓令の一部を改正する訓令

熊本市契約書の書式等を定める訓令（昭和３９年訓令第１０号）の一部を次のように改正する。

書式第１号工事請負契約書中

「

６　解体工事に要する費用等

（注）　建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成１２年法律第１０４号）第９条第１項に規定する対象建設工事の場合は、(1)解体工事に要する費用、(2)再資源化等に要する費用、(3)分別解体等の方法、(4)再資源化等をする施設の名称及び所在地についてそれぞれ記入する。

７　住宅建設かし担保責任保険

（注）　特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成１９年法律第６６号）第２条第４項に規定する特定住宅瑕疵担保責任を履行するため、住宅建設かし担保責任保険に加入する場合は、(1)保険法人の名称、(2)保険金額、(3)保険期間についてそれぞれ記入する。また、住宅建設かし担保保証金の供託を行う場合は、(1)供託所の所在地、(2)供託所の名称、(3)共同請負の場合の建設かし担保割合についてそれぞれ記入する。

」

を

「

６　建設発生土の搬出先等

（注）　この工事に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定である場合は、「建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり」と記入し、仕様書に建設発生土の搬出先の名称及び所在地を定める。なお、この工事が資源の有効な利用の促進に関する法律（平成３年法律第４８号）の規定により再生資源利用促進計画の作成を要する工事である場合は、受注者は、工事の施工前に発注者に再生資源利用促進計画を提出し、その内容を説明しなければならず、工事の完成後に発注者から請求があったときは、その実施状況を発注者に報告しなければならない。

７　解体工事に要する費用等

（注）　この工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成１２年法律第１０４号）第９条第１項に規定する対象建設工事の場合は、(1)解体工事に要する費用、(2)再資源化等に要する費用、(3)分別解体等の方法、(4)再資源化等をする施設の名称及び所在地についてそれぞれ記入する。

８　住宅建設瑕疵担保責任保険

（注）　特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成１９年法律第６６号）第２条第５項に規定する特定住宅瑕疵担保責任を履行するため、住宅建設瑕疵担保責任保険に加入する場合は、(1)保険法人の名称、(2)保険金額、(3)保険期間についてそれぞれ記入する。なお、住宅建設瑕疵担保保証金の供託を行う場合は、受注者は、供託所の所在地及び名称、共同請負の場合のそれぞれの建設瑕疵負担割合を記載した書面を発注者に交付し、説明しなければならない。

」

に改める。

書式第１号熊本市公共工事請負契約約款第３条第１項中「基づいて、」の次に「請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び」を加え、同条中第２項を削り、第３項を第２項とし、第４項を第３項とする。

書式第１号熊本市公共工事請負契約約款第３０条第１項中「建設機械器具」の次に「（以下この条において「工事目的物等」という。）」を加え、同条第４項中「工事目

的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具」を「工事目的物等」に改め、「できるものに係る」の次に「損害の」を加え、「第６項」を「以下この条」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。

書式第１号熊本市公共工事請負契約約款第３０条第６項中「差し引いた額」」の次に「と、「損害合計額を」とあるのは「損害合計額から既に負担した額を差し引いた額を」」を加える。

書式第１号熊本市公共工事請負契約約款第４５条第１１号ア中「法人にあっては非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者を、法人格を有しない団体にあっては代表者及び経営に実質的に関与している者を、個人にあってはその者及びその者の支配人（商法第２０条の支配人をいう。）」を「受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者」に改め、「）が」の次に「暴力団又は」を加え、同号イを削り、同号ウ中「した」を「している」に改め、同号中ウをイとし、エをウとし、オの前に次のように加える。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用する等の行為をしていると認められるとき。

書式第２号熊本市公共工事関係業務委託契約約款第４４条第１０号ア中「法人にあっては非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者を、法人格を有しない団体にあっては代表者及び経営に実質的に関与している者を、個人にあってはその者及びその者の支配人（商法第２０条の支配人をいう。）」を「受託者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受託者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時工事に係る業務委託の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者」に改め、「）が」の次に「暴力団又は」を加え、同号イを削り、同号ウ中「した」を「している」に改め、同号中ウをイとし、同号エ中「、暴力団」を「暴力団」に改め、同号中エをウとし、オの前に次のように加える。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用す

る等の行為をしていると認められるとき。

書式第３号条項第１６条第３号及び第４号中「この契約の」を削り、同条第９号ア中「法人にあっては非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者を、法人格を有しない団体にあっては代表者及び経営に実質的に関与している者を、個人にあってはその者及びその者の支配人」を「供給者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、供給者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品の製造の請負若しくは売買の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者を、法人格を有しない団体である場合には代表者その他経営に実質的に関与している者」に、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）」を「暴力団又は暴力団員」に改め、同号イを削り、同号ウ中「した」を「している」に改め、同号中ウをイとし、エをウとし、オの前に次のように加える。

エ　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用する等の行為をしていると認められるとき。

書式第３号条項第１６条第９号クを削り、同号を同条第１０号とし、同条第８号を同条第９号とし、同条第７号の次に次の１号を加える。

(8)　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者にこの契約により生じる権利又は義務を譲渡等したとき。

附　則

この訓令は、令和５年４月１日から施行し、この訓令による改正後の書式第１号、書式第２号及び書式第３号の規定は、同日以後に締結する契約について適用する。

訓　令　第　　6　　号

令和　5　年　3　月２８日

熊本市政策会議に関する訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市政策会議に関する訓令の一部を改正する訓令

熊本市政策会議に関する訓令（平成１６年訓令第１号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項を削る。

第４条第１項中「週１回」を「月１回」に改める。

附　則

この訓令は、令和５年４月１日から施行する。

訓　令　第　　7　　号

令和　5　年　3　月２８日

熊本市庁議に関する訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市庁議に関する訓令の一部を改正する訓令

熊本市庁議に関する訓令(平成２４年訓令第１９号)の一部を次のように改正する。

第２条第２号を削り、同条第３号中「前号に掲げるもののほか、」を削り、同号を同条第２号とし、同条中第４号を第３号とし、第５号を第４号とし、第６号を第５号とする。

別表中「健康福祉局長」の次に「、こども局長」を加える。

附　則

この訓令は、令和５年４月１日から施行する。

訓　令　第　　８　　号

令和　５　年　３　月２９日

熊本市事務決裁に関する訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市事務決裁に関する訓令の一部を改正する訓令

熊本市事務決裁に関する訓令(平成８年訓令第３号)の一部を次のように改正する。

第８条健康福祉局長専決事項の項第１６号を削り、同項の次に次のように加える。

こども局長専決事項

(1)　児童虐待の防止等に関する法律（平成１２年法律第８２号）の規定に基づく施設入所措置児童への接近禁止命令に関すること。

第８条都市建設局長専決事項の項第４号中「宅地造成等規制法（昭和３６年法律第１９１号）」を「宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和４年法律第５５号）による改正前の宅地造成等規制法（昭和３６年法律第１９１号）（以下「旧宅地造成等規制法」という。）」に改め、同項第５号中「宅地造成等規制法」を「旧宅地造成等規制法」に改め、「平成２８年熊本地震に伴う宅地耐震化推進事業に係る」を削る。

第９条部長共通専決事項の項第８号を次のように改める。

(8)　個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）に基づく開示請求、訂正請求及び利用停止請求並びに熊本市情報公開条例（平成１０年条例第３３号）に基づく開示請求（以下「開示請求等」という。）に係る重要な決定に関すること。

第９条部長共通専決事項の項中第１７号を第１８号とし､第１６号を第１７号とし、第１５号の次に次の１号を加える。

(16)　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３１条の２の３第１項に規定する指定納付受託者の指定に関すること。

第９条福祉部長専決事項の項を同条健康福祉部長専決事項の項とし、同条保健衛生

部長専決事項の項第５号中「第６条第１項及び第３項」を「第６条」に改め、同条資源循環部長専決事項の項第５号中「取消し」の次に「並びに命令」を加え、同号の次に次の１号を加える。

(6)　熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成２年条例第９８号）に基づく命令及び公表に関すること。

第９条都市政策部長専決事項の項第１７号中「宅地造成等規制法」を「旧宅地造成等規制法」に改める。

第１０条課長共通専決事項の項第２８号中「文書等開示請求」を「開示請求等」に改め、「開示等の」を削り、同条広報課長専決事項の項を削り、同条秘書課長専決事項の項の次に次のように加える。

広報課長専決事項

(1)　市政だよりの発行に関すること。

(2)　マスメディア及び熊本市ホームページに関すること。

(3)　報道機関に対する資料の提供に関すること。

第１０条保護管理援護課長専決事項の項の次に次のように加える。

健康づくり推進課長専決事項

(1)　検診結果通知に係る郵便料の支出に関すること。

国保年金課長専決事項

(1)　国民健康保険に係る資格及び賦課に関すること。

(2)　国民健康保険に係る保険給付に関すること。

(3)　あん摩、はり又はきゅうの施設に関すること。

(4)　一部負担金の減額、免除又は徴収猶予に関すること。

(5)　診療報酬請求明細書の過誤調整及び補正に関すること。

(6)　後期高齢者医療制度に係る事務に関すること。

(7)　国民健康保険会計に係る郵便料の支出に関すること。

(8)　熊本県後期高齢者医療広域連合負担金の支出に関すること。

(9)　国民健康保険会計に係る国庫負担（補助）金等の精算（返還金）に関すること。

(10)　国民健康保険会計に係る国民健康保険事業費納付金の支出に関すること。

(11)　国民健康保険会計及び後期高齢者医療会計への繰入れに関すること。

(12)　熊本県後期高齢者医療広域連合への繰入金及び後期高齢者医療保険料等の納

付に関すること。

(13)　保険料等に係る徴収の嘱託及び受託に関すること。

(14)　国民年金の事務に関すること。

(15)　年金生活者支援給付金の事務に関すること。

第１０条介護保険課長専決事項の項第８号及び第９号を次のように改める。

(8)　地域支援事業に係る支出に関すること。

(9)　介護保険会計に係る国庫負担（補助）金等の精算（償還金）に関すること。

第１０条介護保険課長専決事項の項第１０号及び第１１号を削り、同項の次に次のように加える。

介護事業指導課長専決事項

(1)　基準該当サービスの事業者の登録に関すること。

(2)　高齢者居住安定確保法の規定に基づく登録事業者又は管理等受託者からの報告の徴収、登録事業者又は管理等受託者の事務所又は登録住宅への立入検査、関係者への質問及び登録事業者への指示に関すること（サービスに関することに限る。）。

(3)　介護保険会計に係る郵便料の支出に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

(4)　地域支援事業に係る支出に関すること（他課の所管に属するものを除く。）。

第１０条障がい保健福祉課長専決事項の項第１号中「及び精神通院医療」を削り、「係る」の次に「審査及び」を加え、同項中第２号を削り、第３号を第２号とし、第４号から第２０号までを１号ずつ繰り上げ、同項を同条障がい福祉課長専決事項の項とし、同条こころの健康センター所長専決事項の項第３号中「）の」の次に「審査及び」を加え、同号を同項第７号とし、同項第２号の次に次の４号を加える。

(3)　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による精神保健指定医の申請等に関すること。

(4)　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による入院措置及び移送に関すること。

(5)　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による措置入院者の費用の徴収に関すること。

(6)　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による精神科病院に対する

報告徴収等に関すること。

第１０条こころの健康センター所長専決事項の項に次の２号を加える。

(8)　障害者総合支援法の規定による指定自立支援医療機関（精神通院医療に係るものに限る。）の変更の届出の受理に関すること。

(9)　障害者総合支援法の規定による自立支援給付（精神通院医療に係るものに限る。）に係る支払に関すること。

第１０条中食品保健課長専決事項の項及び健康づくり推進課長専決事項の項から子ども支援課長専決事項の項までを削り、感染症対策課長専決事項の項の次に次のように加える。

こども支援課長専決事項

(1)　児童手当及び児童扶養手当の支給に関すること。

(2)　こども医療費助成金の交付に関すること。

(3)　ひとり親家庭の医療費助成金の交付に関すること。

(4)　未熟児養育医療の給付に関すること。

(5)　障害者総合支援法の規定に基づく自立支援医療の給付（育成医療に係るものに限る。）に関すること。

(6)　療育医療の給付に関すること。

(7)　児童福祉法の規定に基づく小児慢性特定疾病医療支援に関すること。

(8)　母子保健法（昭和４０年法律第１４１号）の規定に基づく指定養育医療機関の指定及びその取消しに関すること。

(9)　妊産婦及び乳幼児の健康診査及び保健指導費用の支払に関すること。

(10)　児童福祉法の規定に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関、指定医及び指定療育機関の指定及びその取消しに関すること。

保育幼稚園課長専決事項

(1)　子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）第６５条に規定する保育費用の支弁に関すること。

(2)　会計年度任用職員（保育園を勤務地とする者に限る。）の任免、分限及び懲戒並びに給与及び退職手当の額の決定に関すること。

(3)　保育料及び副食費に係る徴収の嘱託及び受託に関すること。

こども家庭福祉課長専決事項

(1)　母子家庭等自立支援給付金の給付に関すること。

(2)　母子父子寡婦福祉資金貸付金の交付に関すること。

(3)　児童福祉法第５１条第３号に規定する助産の実施又は母子保護の実施に要する費用の支弁に関すること。

(4)　児童福祉法第５６条第２項の規定に基づく助産の実施又は母子保護の実施における負担金の徴収に関すること。

第１０条児童相談所長専決事項の項第２号中「に規定する措置に要する」を「から第８号までに規定する」に改め、同項第３号及び第４号を削り、同項を同条児童相談所副所長専決事項の項とし、同条保育幼稚園課長専決事項の項及び環境共生課長専決事項の項を削り、同条ごみ減量推進課長専決事項の項中第１号を第４号とし、同号の前に次の３号を加える。

(1)　廃棄物の処理及び清掃に関する法律、使用済自動車の再資源化等に関する法律及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法に基づく報告の徴収に関すること。

(2)　使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく勧告に関すること。

(3)　熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づく勧告に関すること。

第１０条ごみ減量推進課長専決事項の項を同条事業ごみ対策課長専決事項の項とし、同条浄化対策課長専決事項の項第３号中「（平成２年条例第９８号）」を削り、同項の次に次のように加える。

経済政策課長専決事項

(1)　砂利採取法第３３条の規定による報告の徴収に関すること（河川区域等で行う砂利採取計画を除く。）。

(2)　砂利採取法第３４条の規定による立入検査に関すること（河川区域等で行う砂利採取計画を除く。）。

(3)　砂利採取法第３６条の規定による通報に関すること（河川区域等で行う砂利採取計画を除く。）。

(4)　採石法第３４条の８の規定による適用除外に関すること。

(5)　採石法第４２条の規定による報告の徴収及び検査に関すること。

第１０条中産業振興課長専決事項の項を削り、同条市街地整備課長専決事項の項第１号中「所管の」を削り、同項第３号中「（他課の所管に属するものを除く。）」を

削り、同項第４号及び第５号中「所管の」を削り、同条開発指導課長専決事項の項第１１号及び第１６号中「宅地造成等規制法」を「旧宅地造成等規制法」に改め、同条中植木中央土地区画整理事業所長専決事項の項を削り、同条住宅政策課長専決事項の項に次の１号を加える。

(14)　マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成１２年法律第１４９号)の規定に基づく助言、指導、勧告、管理計画の認定及び報告の徴収に関すること。

第１０条に次のように加える。

みどり公園課長専決事項

(1)　熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例（平成元年条例第１８号）の規定に基づく保存樹木等に係る指定及びその解除に関すること。

第１１条中精神保健福祉室長専決事項の項及び子ども・若者総合相談センター所長専決事項の項を削り、勤労青少年ホーム館長専決事項の項の次に次のように加える。

こども・若者総合相談センター所長専決事項

(1)　２００万円未満の委託及び物件、労力その他の供給に関すること。

(2)　会計年度任用職員の給与及び退職手当の支払に関すること。

(3)　報酬の支払に関すること。

(4)　旅費及び費用弁償の支払に関すること。

(5)　社会保険料の支出に関すること（会計年度任用職員に係るものに限る。）。

(6)　所管に属する光熱水費及び電話使用料の支出に関すること。

(7)　所属職員の事務分担、服務及び旅行命令に関すること。

(8)　こども・若者総合相談センター所長の服務に関すること。

(9)　前各号に規定する専決事項に属する事務に係る支出負担行為の整理及び支出命令に関すること。

(10)　所管に係る収入の調定、更正、取消し、納期延長、分納並びに定めのある基準による後納及び減免並びに徴収に関すること。

(11)　定例的な所管事務に係る経由、進達、申請、報告、照会、回答及び通知に関すること。

第１５条第２項第２号に次のように加える。

サ　地方自治法第２３１条の２の３第１項に規定する指定納付受託者の指定に関すること。

第１５条第２項第９号を次のように改める。

(9)　教育委員会事務局放課後児童育成課長

ア　放課後児童健全育成事業の実施に関すること。

第１５条第２項中第２１号を第２２号とし、第１０号から第２０号までを１号ずつ繰り下げ、第９号の次に次の１号を加える。

(10)　教育委員会事務局地域教育推進課長

ア　青少年問題協議会の運営に関すること。

第１５条の２第１項中「（昭和２２年法律第６７号）」を削る。

別表第１中「危機管理防災総室長」を削り、

「熊本城総合事務所長」を「熊本城総合事務所長
児童相談所長」に改める。

別表第２中「危機管理防災総室副室長」、「熊本城総合事務所副所長」及び「子ども発達支援センター所長」を削り、

「動物愛護センター所長
児童相談所長」を「動物愛護センター所長
こどもの権利サポートセンター開設準備室長
妊娠内密相談センター所長
こども発達支援センター所長
児童相談所副所長」に改め、

「北部クリーンセンター所長」及び「植木中央土地区画整理事業所長」を削る。

別表第３中「介護事業指導室」、「精神保健福祉室」及び「子ども・若者総合相談センター」を削り、

「勤労青少年ホーム」を「勤労青少年ホーム
こども・若者総合相談センター」に改め、

「温暖化・エネルギー対策室」、「事業ごみ対策室」、「しごとづくり推進室」、「企業立地推進室」、「起業・新産業支援室」及び「森づくり推進室」を削り、

「用地調整室」を「用地調整室
西環状道路推進室」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この訓令は、令和５年４月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)　第８条都市建設局長専決事項の項第４号の改正規定、同項第５号の改正規定（「平成２８年熊本地震に伴う宅地耐震化推進事業に係る」を削る部分を除く。）、第９条都市政策部長専決事項の項第１７号の改正規定並びに第１０条開発指導課長専決事項の項第１１号及び第１６号の改正規定　令和５年５月２６日

(2)　第１０条食品保健課長専決事項の項を削る改正規定　令和５年６月１日

（熊本市総合計画策定に関する訓令の一部改正）

2　熊本市総合計画策定に関する訓令（昭和３８年訓令第６号）の一部を次のように改正する。

別表中「健康福祉局長」の次に「、こども局長」を加える。

（熊本市防災行政用無線局の管理に関する訓令の一部改正）

3　熊本市防災行政用無線局の管理に関する訓令（昭和５７年訓令第４号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項中「政策局危機管理防災総室長」を「危機管理防災部長」に改める。

（熊本市人権施策推進本部等に関する訓令の一部改正）

4　熊本市人権施策推進本部等に関する訓令（平成２９年訓令第８号）の一部を次のように改正する。

別表第１中「健康福祉局長」の次に「、こども局長」を加える。

別表第２中「健康福祉政策課長」の次に「、こども政策課長」を加える。

訓　令　第　　9　　号

令和　5　年　3　月３１日

熊本市区役所等事務決裁に関する訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市区役所等事務決裁に関する訓令の一部を改正する訓令

熊本市区役所等事務決裁に関する訓令（平成２４年訓令第１号）の一部を次のように改正する。

第３条部長共通専決事項の項第８号を次のように改める。

(8)　個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）に基づく開示請求、訂正請求及び利用停止請求並びに熊本市情報公開条例（平成１０年条例第３３号）に基づく開示請求（以下「開示請求等」という。）に係る重要な決定に関すること。

第３条部長共通専決事項の項中第１７号を第１８号とし､第１６号を第１７号とし、第１５号の次に次の１号を加える。

(16)　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３１条の２の３第１項に規定する指定納付受託者の指定に関すること。

第４条課長共通専決事項の項中第４０号を第４２号とし、第２７号から第３９号までを２号ずつ繰り下げ、第２６号を第２７号とし、同号の次に次の１号を加える。

(28)　定例的な開示請求等に係る決定に関すること。

第４条課長共通専決事項の項中第２５号を第２６号とし、第１５号から第２４号までを１号ずつ繰り下げ、第１４号の次に次の１号を加える。

(15)　市役所駐車場の駐車料金の定めのある基準による減免に関すること。

第４条保健子ども課長専決事項の項第２号中「子ども医療費助成」を「こども医療費助成」に改め、同項を同条保健こども課長専決事項の項とする。

第６条総合出張所長専決事項の項第１２号中「子ども医療費助成」を「こども医療

費助成」に改め、同項中第１７号を第１８号とし、第１４号から第１６号までを１号ずつ繰り下げ、第１３号の次に次の１号を加える。

(14)　国民年金に係る事務処理に関すること。

第６条西区役所芳野分室長専決事項の項第１５号を次のように改める。

(15)　こども医療費助成に係る受給資格者の資格及び受給資格者証に関すること。

附　則

（施行期日）

１　この訓令は、令和５年４月１日から施行する。

（熊本市職員に対する被服貸与訓令の一部改正）

２　熊本市職員に対する被服貸与訓令（昭和３２年訓令第１０号）の一部を次のように改正する。

別表(2)女子職員の表保健師服の部中「保健子ども課」を「保健こども課」に改める。

訓　令　第　１０　号

令和　５　年　３　月３１日

熊本市消防局事務決裁に関する訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市消防局事務決裁に関する訓令の一部を改正する訓令

熊本市消防局事務決裁に関する訓令（平成１１年訓令第８号）の一部を次のように改正する。

第２条第１５号及び第１６号を次のように改める。

(15)　消防法（昭和２３年法律第１８６号）に基づく危険物に関する事務のうち次に掲げるもの

ア　危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「製造所等」という。）の完成検査前検査（タンクの水張検査及び水圧検査を除く。）、完成検査（特定屋外タンク貯蔵所及び準特定屋外タンク貯蔵所に限る。）及び保安検査に関すること。

イ　製造所等の設置の許可の取消し並びに製造所等の修理、改造、移転及び使用停止の命令、危険物保安統括管理者及び危険物保安監督者の解任命令その他防火上必要な措置に関すること。

ウ　予防規程の変更命令に関すること。

(16)　消防法に基づく火災の警戒に関する事務のうち次に掲げるもの

ア　火災警報の発令に関すること。

イ　たき火又は喫煙の制限に関すること。

第２条中第１７号から第３０号までを削り、第３１号を第１７号とし、第３２号から第３５号までを１４号ずつ繰り上げる。

第３条第１０号を次のように改める。

(10)　個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）に基づく開示請求、訂正請求及び利用停止請求並びに熊本市情報公開条例（平成１０年条例第３３

号）に基づく開示請求に係る決定に関すること。

第３条中第１５号を第１６号とし、第１４号を第１５号とし、第１３号の次に次の１号を加える。

(14)　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３１条の２の３第１項に規定する指定納付受託者の指定に関すること。

第４条を次のように改める。

（予防部長専決事項）

第４条　予防部長の専決事項は、次のとおりとする。

(1)　火薬類取締法（昭和２５年法律第１４９号）の規定に基づく命令及び緊急の措置並びに許可の取消しに関すること。

(2)　高圧ガス保安法（昭和２６年法律第２０４号）の規定に基づく命令及び緊急の措置並びに許可及び登録の取消しに関すること。

(3)　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和４２年法律第１４９号。以下「液化石油ガス法」という。）の規定に基づく命令並びに登録、認定及び許可の取消しに関すること。

第１１条を次のように改める。

（予防部指導課長専決事項）

第１１条　予防部指導課長の専決事項は、次のとおりとする。

(1)　火薬類取締法に基づく火薬類の規制に関すること（第４条第１号に該当することとなるものを除く。）（上益城郡益城町及び阿蘇郡西原村の区域（以下「益城西原区域」という。）における煙火の消費に係るものを除く。）。

(2)　高圧ガス保安法に基づく高圧ガスの規制に関すること（第４条第２号に該当することとなるものを除く。）。

(3)　液化石油ガス法に基づく液化石油ガスの規制に関すること（第４条第３号に該当することとなるもの及び第１５条の規定により署長の専決とされたものを除く。）。

第１５条第３３号を次のように改める。

(33)　消防法に基づく危険物の規制に関すること（第２条第１５号及び第１６号に該当することとなるものを除く。）。

第１７条第１号を次のように改める。

(1)　火薬類取締法に基づく火薬類の規制に関すること（煙火の消費に係るものに限る。）。

附　則

この訓令は、令和５年４月１日から施行する。

規　　程

議会規程第１号

令和５年３月３１日

熊本市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程を公布する。

熊本市議会議長　　原　亨

熊本市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程

（趣旨）

第１条　この規程は、熊本市議会の個人情報の保護に関する条例（令和４年条例第７３号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第２条　この規程において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

（個人識別符号）

第３条　条例第２条第２項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

(1)　次に掲げる身体の特徴のいずれかを特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号

ア　細胞から採取されたデオキシリボ核酸（別名ＤＮＡ）を構成する塩基の配列

イ　顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

ウ　虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

エ　発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

オ　歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

カ　手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

キ　指紋又は掌紋

(2)　健康保険法（大正１１年法律第７０号）第３条第１１項に規定する保険者番号及び同条第１２項に規定する被保険者等記号・番号

(3)　船員保険法（昭和１４年法律第７３号）第２条第１０項に規定する保険者番号及び同条第１１項に規定する被保険者等記号・番号

(4)　旅券法（昭和２６年法律第２６７号）第６条第１項第１号の旅券の番号

(5)　出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）第２条第５号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法第１９条の４第１項第５号の在留カードの番号

(6)　私立学校教職員共済法（昭和２８年法律第２４５号）第４５条第１項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号

(7)　国家公務員共済組合法（昭和３３年法律第１２８号）第１１２条の２第１項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号

(8)　国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）第１１１条の２第１項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号

(9)　国民年金法（昭和３４年法律第１４１号）第１４条に規定する基礎年金番号

(10)　道路交通法（昭和３５年法律第１０５号）第９３条第１項第１号の免許証の番号

(11)　地方公務員等共済組合法（昭和３７年法律第１５２号）第１４４条の２４の２第１項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号

(12)　住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第７条第１３号に規定する住民票コード

(13)　雇用保険法施行規則（昭和５０年労働省令第３号）第１０条第１項の雇用保険被保険者証の被保険者番号

(14)　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）第１６１条の２第１項に規定する保険者番号及び被保険者番号

(15)　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第７１号）第８条第１項第３号の特別永住者証明書の番号

(16)　介護保険法（平成９年法律第１２３号）第１２条第３項の被保険者証の番号及び保険者番号

(17)　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２条第５項に規定する個人番号

（要配慮個人情報）

第４条　条例第２条第３項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

(1)　次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。

ア　身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）別表に掲げる身体上の障害

イ　知的障害者福祉法（昭和３５年法律第３７号）にいう知的障害

ウ　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成１６年法律第１６７号）第２条第１項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。）

エ　治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第４条第１項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

(2)　本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果

(3)　健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

(4)　本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

(5)　本人を少年法（昭和２３年法律第１６８号）第３条第１項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

（個人の権利利益を害するおそれが大きいもの）

第５条　条例第１１条の個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)　要配慮個人情報が含まれる保有個人情報(高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。)の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態

(2)　不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

(3)　不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

(4)　保有個人情報に係る本人の数が１００人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

２　議長は、条例第１１条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。

(1)　概要

(2)　漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目

(3)　原因

(4)　二次被害又はそのおそれの有無及びその内容

(5)　その他参考となる事項

（電磁的方法）

第６条　条例第１５条第４項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

(1)　電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

(2)　電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

(3)　前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和５９年法律第８６号）第２条第１号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

（匿名加工情報の安全管理措置の基準）

第７条　条例第１６条第２項の議長が定める基準は、次のとおりとする。

(1)　匿名加工情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。

(2)　匿名加工情報の取扱いに関する規程類を整備し、当該規程類に従って匿名加工

情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。

(3)　匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第８条　議長は、個人情報ファイル（条例第１７条第２項各号に掲げるもの及び同条第３項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第４項において同じ。）を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

２　個人情報ファイル簿は、議会が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。

３　議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。

４　議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが条例第１７条第２項第１号カに該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を消除しなければならない。

５　議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

６　条例第１７条第１項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)　条例第２条第５項第１号に係る個人情報ファイル又は同項第２号に係る個人情報ファイルの別

(2)　条例第２条第５項第１号に係る個人情報ファイルについて、第９項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨

７　条例第１７条第２項第１号カの議長が定める数は、１，０００人とする。

８　条例第１７条第２項第１号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

(1)　次に掲げる者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）

ア　執行機関の職員又は当該職員であった者

イ　条例第１７条第２項第１号アに規定する者又はアに掲げる者の被扶養者又は遺族

(2)　条例第１７条第２項第１号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの

９　条例第１７条第２項第３号の議長が定める個人情報ファイルは、条例第２条第５項第２号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第１７条第１項の規定による公表に係る条例第２条第５項第１号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

（開示請求等における本人確認手続等）

第９条　条例第１９条第２項、第３２条第２項又は第３９条第２項の規定により提示し、又は提出しなければならない書類は、次の各号に掲げる書類のいずれかとする。

(1)　開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第７項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第１９条の３に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第７条第１項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの

(2)　前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求者等が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類

２　開示請求書等を議長に送付して開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この項及び次項において「開示請求等」という。）をする場合には、開示請求者等は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。

(1)　前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの

(2)　その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして議長が適当と認める書類であって、開示請求等をする日前３０日以内に作成されたもの

３　条例第１８条第２項、第３１条第２項又は第３８条第２項の規定により代理人が開示請求等をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類（開示請求等をする日前３０日以内に作成されたものに限る。）を議長に提示し、又は提出しなければならない。

４　開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を議長に届け出なければならない。

５　前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

（開示決定等の通知）

第１０条　条例第２４条第１項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)　開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法

(2)　事務所における開示を実施することができる日､時間及び場所並びに事務所における開示の実施を求める場合にあっては、条例第２８条第３項の規定による申出をする際に事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨

(3)　写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用

（第三者意見照会）

第１１条　議長は、条例第２７条第１項又は第２項の規定により、同条第１項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。

２　条例第２７条第１項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)　開示請求の年月日

(2)　意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

３　条例第２７条第２項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)　前項各号に掲げる事項

(2)　条例第２７条第２項各号のいずれに該当するかの別及びその理由

（電磁的記録の開示方法）

第１２条　条例第２８条第１項に規定する議長が定める方法は、熊本市個人情報の保護に関する法律等の施行に関する規則（令和５年規則第１６号）第２条の規定の例による。

（開示の実施の方法等の申出）

第１３条　条例第２８条第３項の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。

(1)　求める開示の実施の方法(開示決定に係る保有個人情報の部分ごとに異なる方法による開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分ごとの開示の実施の方法)

(2)　開示決定に係る保有個人情報の一部について開示の実施を求める場合にあっては、その旨及び当該部分

(3)　事務所における開示の実施を求める場合にあっては､事務所における開示の実施を希望する日

(4)　写しの送付の方法による保有個人情報の開示の実施を求める場合にあっては、その旨

２　条例第２４条第１項の規定による通知があった場合において、開示請求書に記載された事項を変更しないときは、条例第２８条第３項の規定による申出は、することを要しない。

（開示に要する費用）

第１４条　条例第３０条第２項に規定する開示に要する費用は、熊本市個人情報の保護に関する法律等の施行に関する規則第３条の規定の例により納付しなければならない。

（書類の様式等）

第１５条　条例及びこの規程の規定により使用する書類に記載すべき事項及びその様式は、熊本市個人情報の保護に関する法律等の施行に関する規則第５条の規定の例による。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規程の施行の際現に議会が保有している個人情報ファイルについての第８条第１項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「この規程の施行後遅滞なく」とする。

（熊本市議会局処務規程の一部改正）

３　熊本市議会局処務規程（昭和４０年議会規程第１号）の一部を次のように改正する。

第４条の次に次の１条を加える。

（審査庁事務の分担）

第４条の２　前条の規定にかかわらず、議長が審査庁（行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第９条第１項に規定する審査庁をいう。以下同じ。）として行う事務については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める課が分担して処理する。

(1)　議事課及び政策調査課が分掌する事務に係る処分についての審査請求である場合　総務課

(2)　総務課が分掌する事務に係る処分についての審査請求である場合　政策調査課

２　前項の規定により議長が審査庁として行う事務を分掌する課が定まらないときは、処分への関与の状況等を勘案して議会局長が指定する課が当該事務を処理する。

第５条中「前条」を「前２条」に改める。

公　　告

公告第２６８号

令和５年３月２７日

都市計画法（昭和４３年法律第１００号）第６３条第２項の規定において準用する同法第６２条第１項の規定により、熊本県知事から熊本都市計画道路事業の事業計画の変更について認可の告示があったので、同法第６６条の規定により次のとおり公告する。

また、同法第６３条第２項の規定において準用する同法第６２条第１項の規定による熊本都市計画道路事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同条第２項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

熊本市長　大西　一史

1　都市計画事業の種類及び名称

熊本都市計画道路事業３・４・６７号　　花園上熊本線

2　施行者の名称

熊本市

3　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

4　事務所の所在地及び縦覧場所

熊本市中央区手取本町１番１号　　熊本市都市建設局土木部道路計画課

5　事業施行期間及び縦覧期間

平成２３年（２０１１年）３月２２日から令和６年（２０２４年）３月３１日

公告第２９２号

令和５年３月３１日

建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第８６条の２第１項の規定に基づき、下記の一団地を認定したので、同法第８６条の２第６項の規定により、次のとおり公告する。

熊本市長　大西　一史

記

１　申請人　　住所　熊本市西区春日2-10-1
氏名　九州財務局長　平岡　聡

２　認定区域　　熊本市中央区渡鹿1丁目927-2,927-4

３　一団地認定年月日番号　令和4年12月1日　指令（建指）第86の2－1号

４　認定内容　　認定内容関係書類は、次の場所で一般の縦覧に供する。

５　縦覧場所　　熊本市都市建設局都市政策部建築指導課
（熊本市中央区手取本町1－１）

公 告 第 ２ ９ ３ 号

令和５年３月３１日

建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第８６条の２第１項の規定に基づき、下記の一団地を認定したので、同法第８６条の２第６項の規定により、次のとおり公告する。

熊本市長　大西　一史

記

１　申請人　　住所　熊本市東区東町一丁目１番11号
氏名　熊本防衛支局長　小森　達也

２　認定区域　　熊本市東区東町三丁目３番１

３　一団地認定年月日番号　令和５年３月23日　指令（建指）第86の2−2号

４　認定内容　　認定内容関係書類は、次の場所で一般の縦覧に供する。

５　縦覧場所　　熊本市都市建設局都市政策部建築指導課
（熊本市中央区手取本町１－１）